環境県民局 資　　料	Ｎｏ．３

令和８年10月１日
課　名　環境県民局わたしらしい生き方応援課
担当者　課長　井上
内　線　2733

「令和８（2026）年度版 広島県の男女共同参画に関する年次報告」について

１　要旨・目的

「わたしらしい生き方応援プランひろしま」（広島県男女共同参画基本計画（第５次））（以下「プラン」という。）に基づき、本県における男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を取りまとめ、「令和８(2026)年度版　広島県の男女共同参画に関する年次報告」を作成した。

この報告書は、県ホームページへの掲載等により、広く県民に情報提供し、本県の男女共同参画についての理解を深め、施策の推進に活用する。

２　現状・背景

広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号）第12条の規定により、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表することとされている。

３　概要

(1)　報告対象

ア　第１部「男女共同参画の推進状況」
　　プランの施策体系に沿った各種データから見た本県の男女共同参画の推進状況

イ　第２部「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況」
　　プランに掲げた各取組について令和３～７(2021～2025)年度に実施した施策の実施状況

(2)　実施期間

令和３～７(2021～2025)年度

(3)　実施状況

○　別紙「令和８（2026）年度版　広島県の男女共同参画に関する年次報告」（第１部、第２部）のとおり。

○　プランで設定した成果指標に関する数値及び状況は、「成果指標の目標値及び実績」のとおり。

【成果指標の目標値及び実績】

領　域	成果指標（14 項目）	計画策定時	目標(R7)	実績(R7)	グラフ番号
Ⅰ 仕事と暮らしの充実	①デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合	28.3%(R2)	50.0%	41.3%(R６)	1
	②男性の育児休業取得率	13.0%(R1)	50.0%	53.8%(R６)	5
	③保育所待機児童数	39 人(R2)	0 人	11 人	12
	④事業所における指導的立場の女性割合	19.1%(R2)	25.0%	19.6%(R６)	16
	⑤女性（25～44 歳）の就業率	72.3%(H27)	82.5%	R9.3 判明予定	27
	⑥暮らしの充実に否定的な人の割合	31.5%(R2)	26.2%	29.7%	32
Ⅱ 男女双方の意識改革	⑦性別にかかわらず働き方暮らし方を自分らしく選択できている人の割合	59.9%(R3)	75.0%	58.7%	36
	⑧「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」実施校	4 校(R2)	全県立高等学校	40 校(80 校中)	39
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	⑨性被害ワンストップセンター認知度	7.4%(R2)	13.0%以上(R5)	9.6%(R5)	42
	⑩デート DV の精神的暴力の認識率	66.5%(R1)	75.0%以上	64.7%	43
	⑪ひとり親家庭の養育費の取り決め状況	42.1%(R1)	52.7%(R6)	44.2%(R6)	53
	⑫性的指向・性自認の相談窓口相談件数	172 件(R1)	430 件	228 件	54
Ⅳ 推進体制の整備等	⑬エソール広島の協働・連携取組数	12 団体、49 回(R2)	24 団体、100 回	22 団体、54 回	55
	⑭県審議会の女性の割合	33.2%(R2)	40.0%	36.2%(R６)	56

【各領域における主な指標の状況】

領域Ⅰ　仕事と暮らしの充実

○　「②男性の育児休業取得率」は 53.8%（令和６年度実績）と、計画策定時の 13.0%から 40.8 ポイント増加し、策定時から一貫して上昇傾向にある。

○　「④事業所における指導的立場の女性割合」は、計画策定時以降 20%程度の横ばいで推移している。

領域Ⅱ　男女双方の意識改革

○　「⑦性別にかかわらず働き方暮らし方を自分らしく選択できている人の割合」は 58.7%で、計画策定時以降 60%前後と横ばいで推移している。また、男女別にみると、女性（56.1%）より男性（61.4%）の方が割合が高い。

領域Ⅲ　安心して暮らせる環境の整備

○　「⑩デート DV の精神的暴力の認識率」は 64.7%であり、令和２年度に一時減少した以降は増加傾向にあるが、令和６年度からの伸びはほぼ横ばいである。

領域Ⅳ　推進体制の整備

○　「⑭県審議会の女性の割合」は 36.2%（令和６年度実績）で、計画策定時の 33.2%から 3.0 ポイント上昇したものの、伸び悩んでいる。

４　その他（関連情報等）

○　広島県の男女共同参画に関する年次報告
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/danjo-nennjihoukoku-index.html

○　「わたしらしい生き方応援プランひろしま」（広島県男女共同参画基本計画（第５次））
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/wataiki2021.html

令和８(2026)年度版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広島県わたしらしい生き方応援課

目　　次

第１部　「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系に沿った各種データから見た広島県の男女共同参画の推進状況

「わたしらしい生き方応援プランひろしま」目指す姿と施策の体系　……　1
１　「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系に沿った各種データから見た県の男女共同参画の推進状況……　2
・領域Ⅰ　仕事と暮らしの充実　……　2
・領域Ⅱ　男女双方の意識改革　……　17
・領域Ⅲ　安心して暮らせる環境の整備　……　23
・領域Ⅳ　推進体制の整備等　……　29
２　県の男女共同参画に関する参考データ　……　33

第２部　令和３(2021)～令和７(2025)年度に県が実施した男女共同参画施策の実施状況

（「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の進行管理表）……35

第　1　部

「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系に沿った各種データから見た広島県の男女共同参画の推進状況

（注）コメント欄の [　　] の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したものには ↻ 印を、新たに掲載したものには ☆ 印を付けています。

また、[　　] の部分には、参考として全国データを記載しています。

「わたしらしい生き方応援プランひろしま」
目指す姿と施策の体系

「わたしらしい生き方応援プランひろしま」（計画期間：令和３（2021）年度～令和７（2025）年度）において、令和７年度の目指す姿を次のとおり定めています。

この目指す姿から、「基本となる施策の方向」を定め、これに基づいて各取組を進めることとしています。

領　域	目指す姿	基本となる施策の方向
Ⅰ　仕事と暮らしの充実	○　様々な職場において、性別に関わらず誰もが、ライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができ、また、ＤＸ（ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ）の進展等による在宅ワークなど、ライフスタイルに応じて柔軟に働くことができる環境が広がるとともに、多様な人材誰もがその能力を発揮できる機会が提供されることにより、女性が仕事に対する意欲を持つことができ、その力を発揮できる環境が整っています。	１　誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり ２　女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
	○　多様な暮らし方が可能となる中で、性別に関わらず誰もが、それぞれのライフステージの各段階で、希望に応じ、仕事と両立させながら、子育て等の家庭生活や地域コミュニティ活動・学び等の個人生活を充実させる人が増えています。	３　個人生活の充実による多様な暮らし方の実現
Ⅱ　男女双方の意識改革	○　県民の興味関心を惹くようなポジティブな意識啓発や、対象に響くテーマ・手法等による意識啓発を行うことにより、性差に関する固定的な意識をもつ人が減少し、自らのライフプランを組み立てるにあたり、性別に関わらず多様な選択をする意識が醸成されてきています。	１　性差に係る固定的な意識の解消
	○　教育において、社会人や職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成が図られることで、主体的に進路や職業、ライフスタイルを選択する意識が醸成されてきています。	２　主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
Ⅲ　安心して暮らせる環境の整備	○　性被害や様々なハラスメントに対する取組については、被害の予防や防止の取組がすすみ、相談窓口の認知度向上や被害者がプライバシーを守られながら安心して相談でき、支援を受けることができる体制整備に取り組むことにより、被害を抱え込むことなく、被害の回復・軽減が図られる環境が整いつつあります。	１　暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援
	○　性の多様性についての正確な情報の提供等により、性的指向や性自認に関する県民の理解が深まり、自分らしく個性や能力を発揮でき、安心して暮らせる環境が整いつつあります。	２　性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり
Ⅳ　推進体制の整備等	○　性別に関わりなく誰もが活躍できるように、市町間の情報共有や先進事例等の共有が図られることなどにより、効果的な取組が行われています。また、ＮＰＯ・企業等の団体や多様な個人が、核となる団体からの働きかけにより相互に連携を強め、自律的な活動が活発に行われています。	１　市町や様々な団体等との連携強化
	○　県・市町の審議会などにおける女性の登用や、地域の避難所運営・自治会活動などにおいて女性の意見の反映が進むことなどにより、政策・方針の立案及び決定過程等において多様な意見が取り入れられるようになっています。	２　地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

１　「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の施策体系に沿った各種データから見た県の男女共同参画の推進状況

領域Ⅰ　仕事と暮らしの充実

１　誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり

注意事項：単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

＜暮らしと両立できる職場環境の整備＞

デジタル技術の活用等による柔軟な働き方を推進する企業は
41.3%

デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進している企業の割合は、41.3%とコロナ禍以降（令和２（2020）年）、ほぼ横ばい状況にあります。

コロナ禍でテレワークを実施した就業者は
令和元年から約３倍に

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策等により、企業におけるテレワークの導入が急速に進み、コロナ禍前（令和元（2019）年 12 月）と比べて全国的に約３倍の就業者がテレワークを実施していますが、令和４（2022）年以降の実施率は、ほぼ横ばい状況にあります。

1．デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業（従業員３１人以上）

プラン成果指標

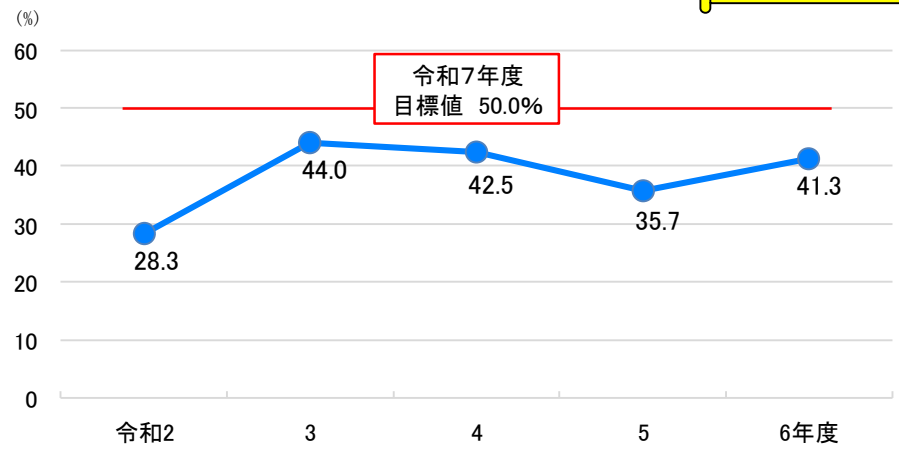

（注）働き方改革に取り組んでいる実施企業のうち、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィスの利用」、「社内外の会議や顧客等との打ち合わせのオンライン化」のいずれか１つ以上を実施していると回答した企業の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）のデータを基に、商工労働局人的資本経営促進課において作成

2．【参考】テレワークの実施状況（就業者）（全国）

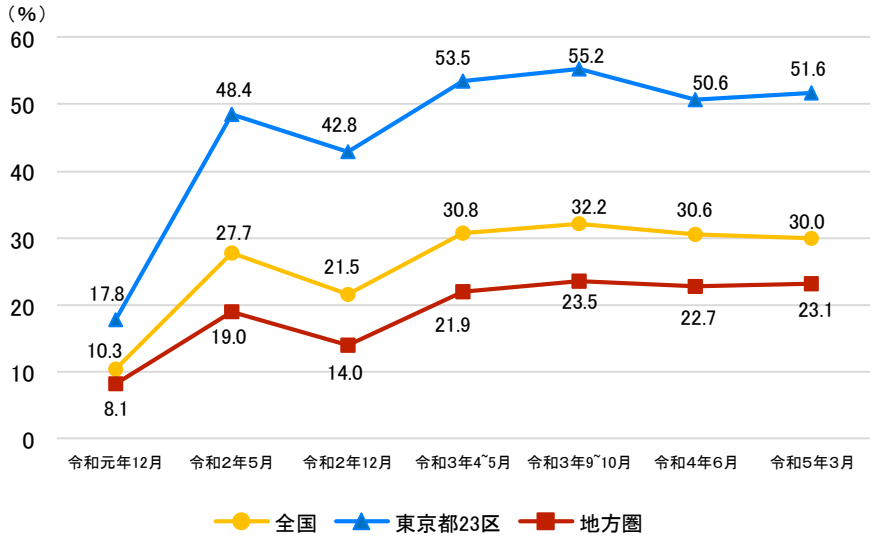

資料：内閣府「第６回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

正規の職員・従業員の割合は
女性 44.2%
男性 72.8%

令和４(2022)年の正規の職員・従業員の割合は、女性は 44.2%で、前回調査より 2.6 ポイント上昇したものの、男性の 72.8%を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他（労働者派遣事業所の派遣社員等）の非正規就業者の割合では、女性は 52.2%で、男性の 18.9%を大きく上回っています。

3. 雇用形態別に見た雇用者数の構成割合の推移

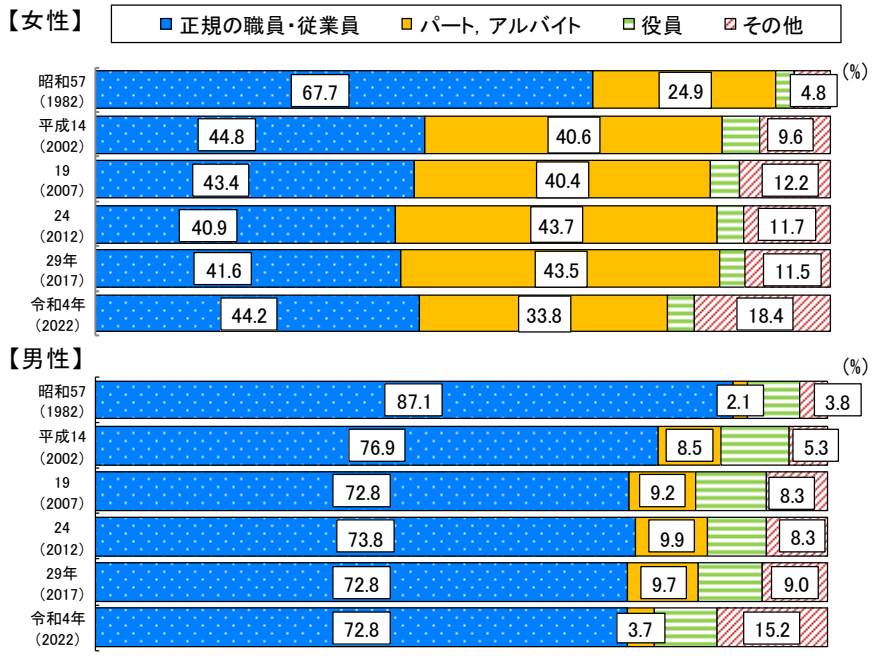

（注）雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」（労働者派遣事業所の派遣社員等）、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」（令和４(2022)年度）

4.【参考】年齢階級別非正規雇用比率の推移（全国）

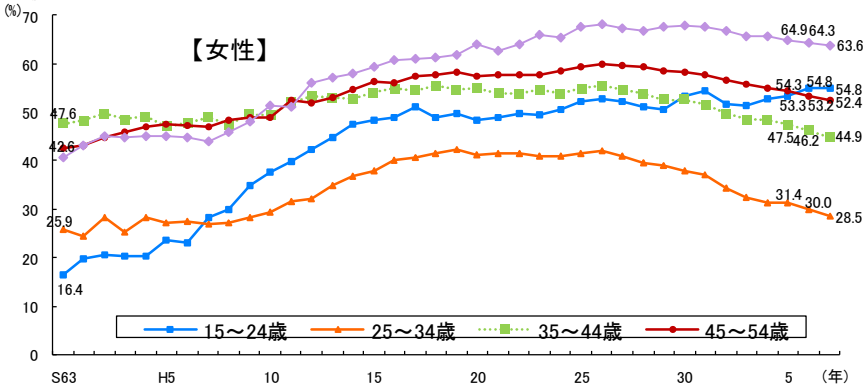

（注） 非正規雇用比率={(非正規の職員・従業員)／(正規の職員・従業員＋非正規の職員・従業員)}×100。
「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値(平成 13(2001)年以前は「労働力調査特別調査」の各年２月の数値)により作成。
「労働力調査(詳細集計)」と「労働力調査特別調査」では、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
資料：総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和7(2025)年度)

4-１.【参考】女性の年齢階級別正規雇用比率（L 字ｶｰﾌﾞ）（全国）

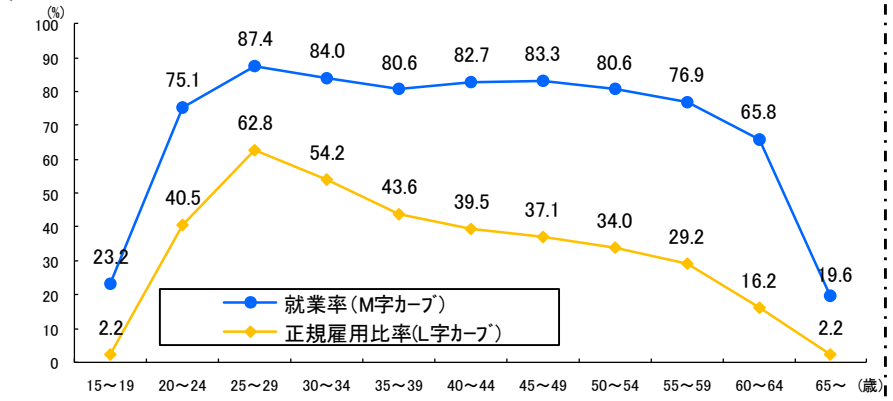

（注） 就業率：(就業者／15 歳以上人口)×100
正規雇用比率：(正規の職員・従業員／15 歳以上人口)×100
資料：総務省「労働力調査(基本集計)」(令和7(2025)年度)

＜仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実＞

男性の育児休業の取得率は
男性 53.8%で
増加

男性従業員の育児休業の取得状況は 53.8%と、前年度より 7.6 ポイント増加し、前年度に引き続き目標値を達成しました。

令和３（2021）年６月の、従業員への育児休業の制度説明や取得促進を企業に義務付ける等の育児・介護休業法の改正により、上昇傾向にあります。

今後も引き続き、経営者や従業員の男性育児休業や育児参画に対する意識醸成に取り組む必要があります。

5. 従業員の育児休業取得率〔事業主調査〕

プラン成果指標

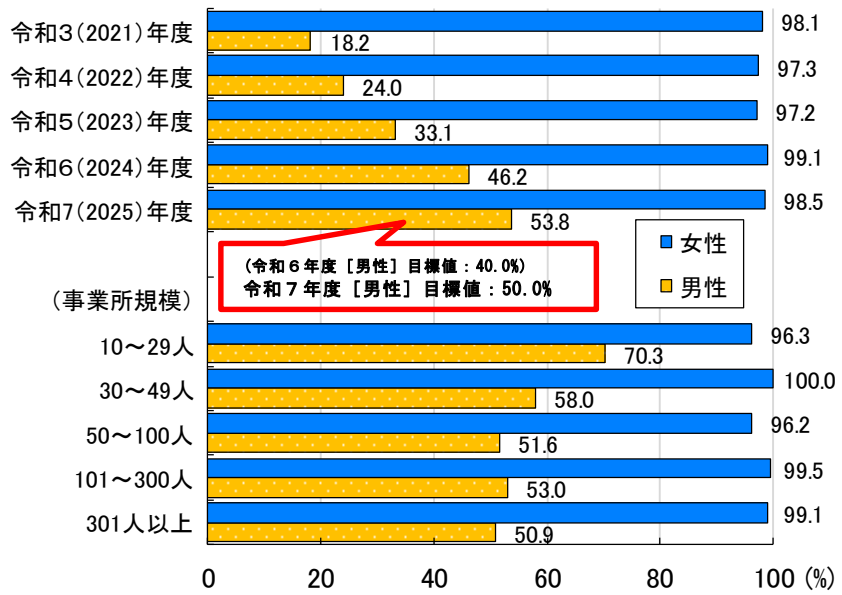

（注１）育児休業取得率：調査対象年度の過去１年間（４月１日から翌年３月 31 日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

育児休業制度の明文化状況は
前年と同様

育児・介護休業法が改正され、令和７（2025）年４月と 10 月の２段階で施行されており、事業者においても、育児休業の取得率向上に向けた意識を高めていく必要があります。

6. 育児休業制度の明文化状況〔事業主調査〕

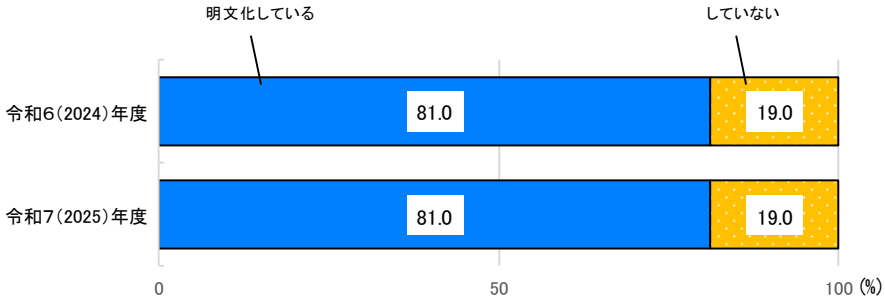

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

介護休業を取得した者がいた事業所の割合は 6.3%

介護休業を取得した者がいた事業所の割合は 6.3%となっています。

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、仕事と家族介護の両立を継続することができるような環境整備が必要です。

7. 介護休業取得状況〔事業主調査〕

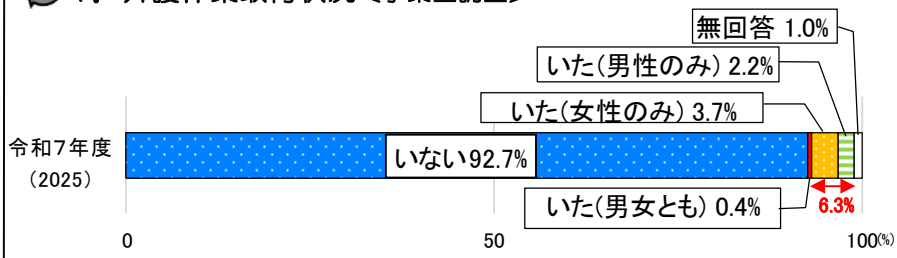

（注）令和 6 (2024)年 4 月 1 日から令和 7 (2025)年 3 月 31 日までに介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和 7 (2025)年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）のデータを基に、商工労働局雇用労働政策課において作成

介護休業制度の明文化は 1.1 ポイント増

介護休業制度の明文化は 77.3%と、前年度から 1.1 ポイント増加しましたが、介護休業の取得率はまだ低い水準となっています。

8. 介護休業制度の明文化状況〔事業主調査〕

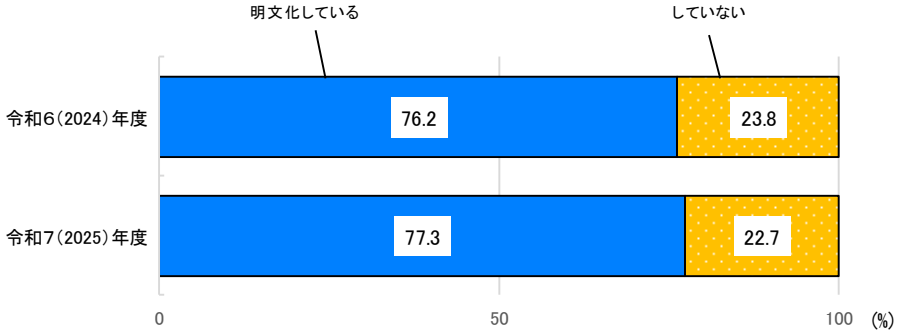

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2, 500 社）

従業員は男女ともに休暇の取得のしやすさを重視

仕事と家庭の両立のために重要なこととして男女従業員ともに、「年次有給休暇を取得しやすくすること」を選んだ人が最も多くなっています。

次いで多いのは、男性は「時間外労働を少なくすること」、女性は「育児・介護、家事等を家族が分担」、パート従業員は「フレックスタイム制度など柔軟な勤務体制の導入」となっており、性別や立場によって違いが表れています。

9. 仕事と家庭の両立のために重要なこと〔従業員調査〕複数回答

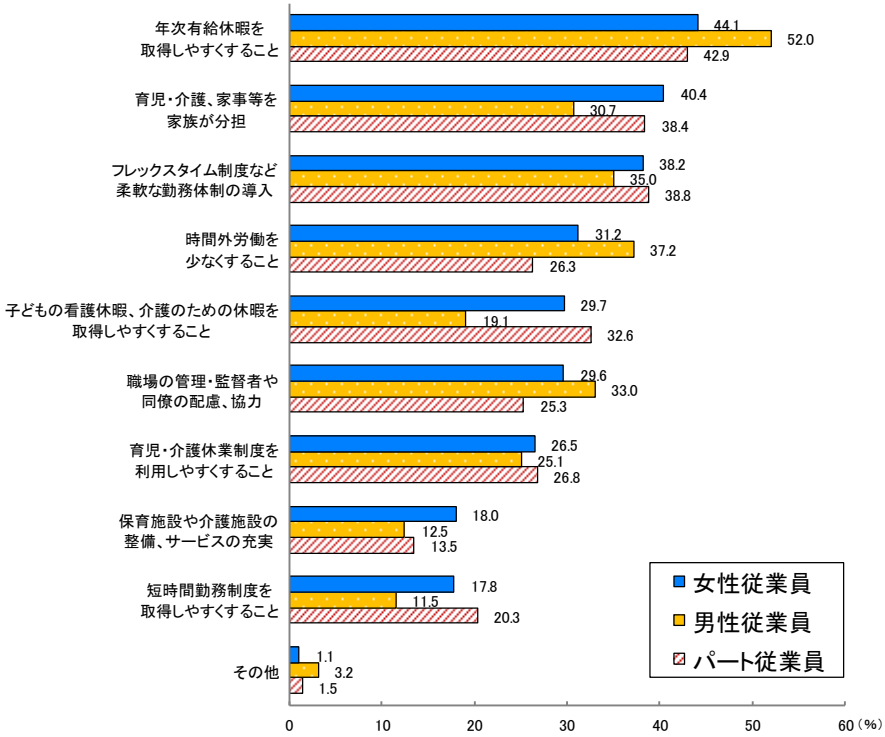

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和５(2023)年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人）

仕事と育児の両立のために、子どもが病気などの時の休暇制度を望む人が最多

仕事と育児の両立のために望む支援制度では、男女従業員ともに、「子どもが病気・けがの時の休暇制度（介護休業を除く）」を選んだ人が最も多くなっています。

10. 仕事と育児の両立のために望む支援制度〔従業員調査〕複数回答

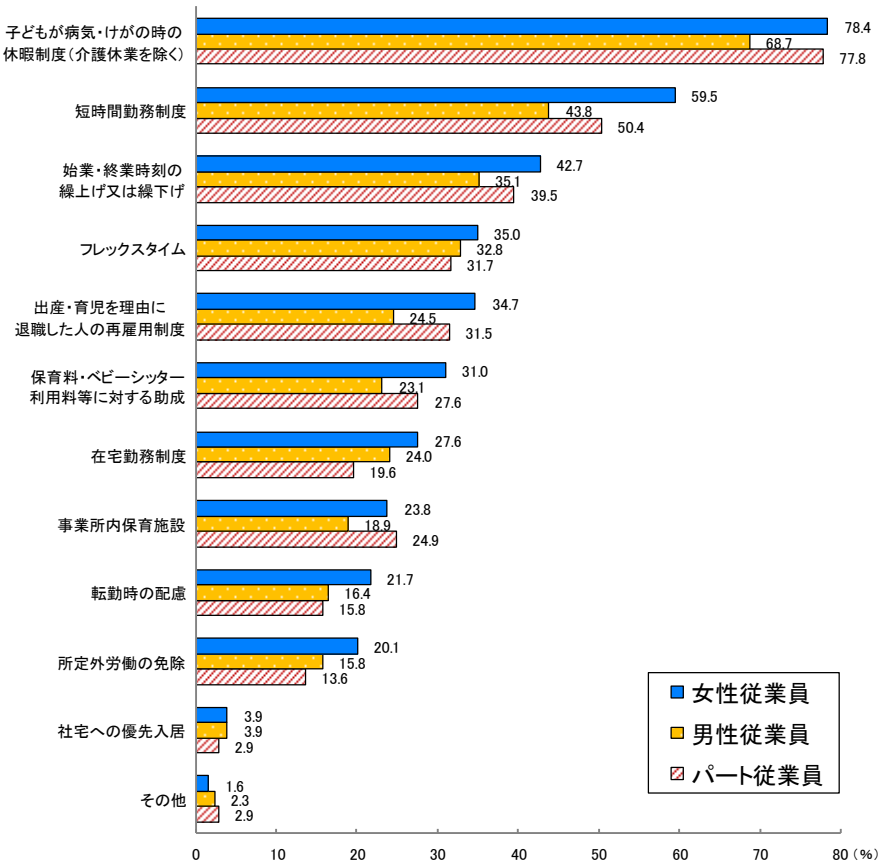

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和５(2023)年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人）

年次有給休暇の
一人当たりの取得率は
0.4 ポイント増

年次有給休暇取得率は、令和７(2025)年度は 65.8%と、前年度から 0.4 ポイント増加しています。

一人当たりの付与日数の平均は 16.3 日と前年度から 0.7 日増加、一人当たりの取得日数の平均は 10.7 日と前年度から 0.5 日増加しています。

11. 年次有給休暇の取得状況の推移〔事業主調査〕

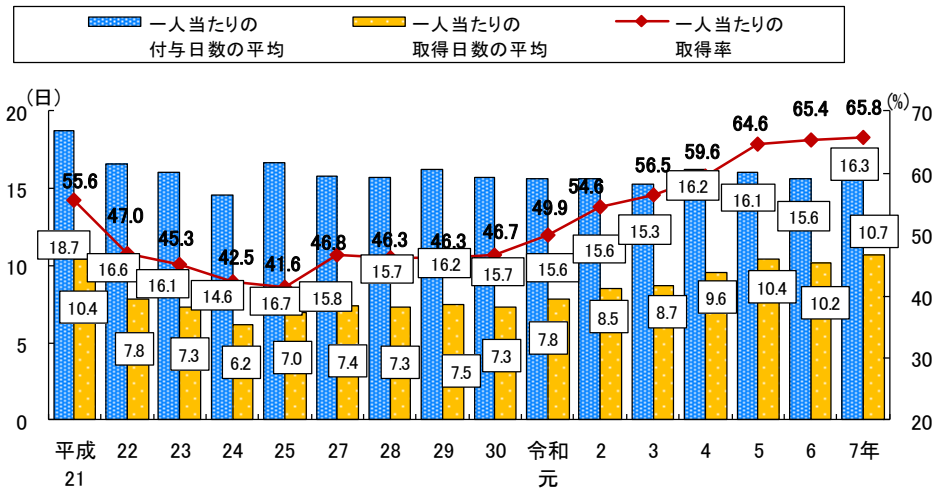

（注）取得率=（取得日数計／付与日数計）×100
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
平成 26(2014)年はデータなし。
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社。調査期間は、前年又は前年度。）

待機児童数は 11 人
入所児童数は減少傾向

令和８（2026）年４月１日現在の待機児童数は、11 人となっています。

４月１日現在の県内の保育所入所児童数は 57,897 人と、令和２（2020）年以降、減少傾向にあります。

多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、保育士の確保や資質向上に取り組む必要があります。

12. 待機児童数の推移

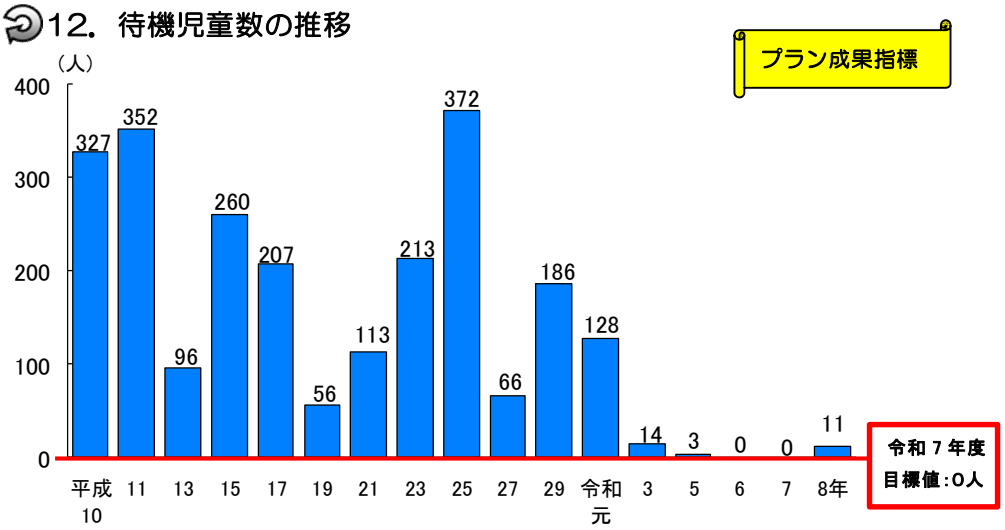

（注）各年４月１日現在　資料：広島県健康福祉局調べ

13. 保育所入所児童数（年齢別）の推移

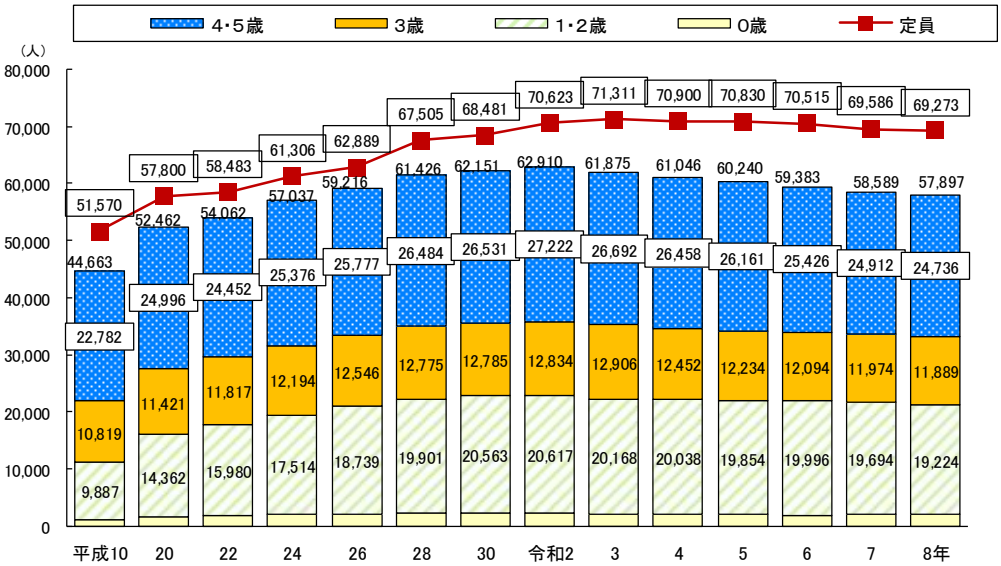

（注）各年４月１日現在　資料：広島県健康福祉局調べ

放課後児童クラブ
登録児童数は増加

放課後児童クラブ登録児童数は、令和７（2025）年度は37,590人で、前年度から1,426人増加し、ファミリー・サポート事業登録会員数は11,112人で、前年度から499人減少しています。

14. 子育て関連制度登録数等の推移

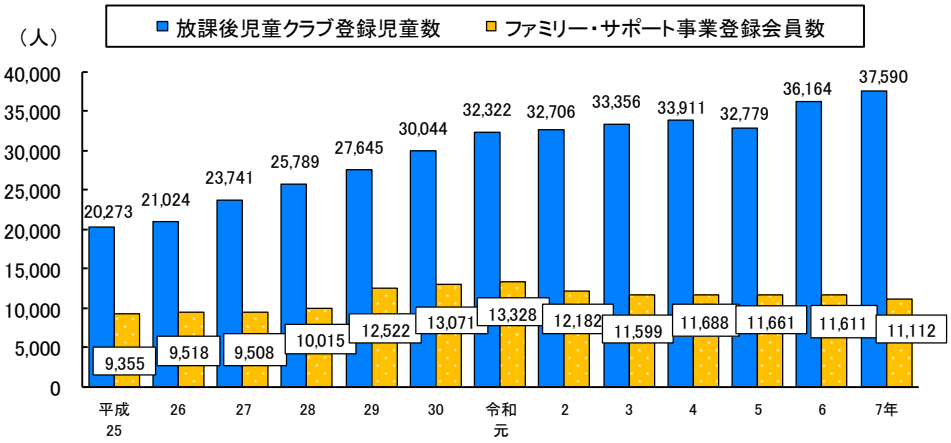

（注）各年3月 31 日現在　資料：広島県健康福祉局調べ
ただし、令和2(2020)年度は7月1日現在
放課後児童クラブ登録児童数の平成 28(2016)年、令和6(2024)、7(2025)年度は５月 1 日現在

地域子育て支援拠点事業実施か所は177か所となっており、昨年度と同様ですが、増加傾向にあります。

【地域子育て支援拠点】
公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組みです。

15. 地域子育て支援拠点事業実施か所数

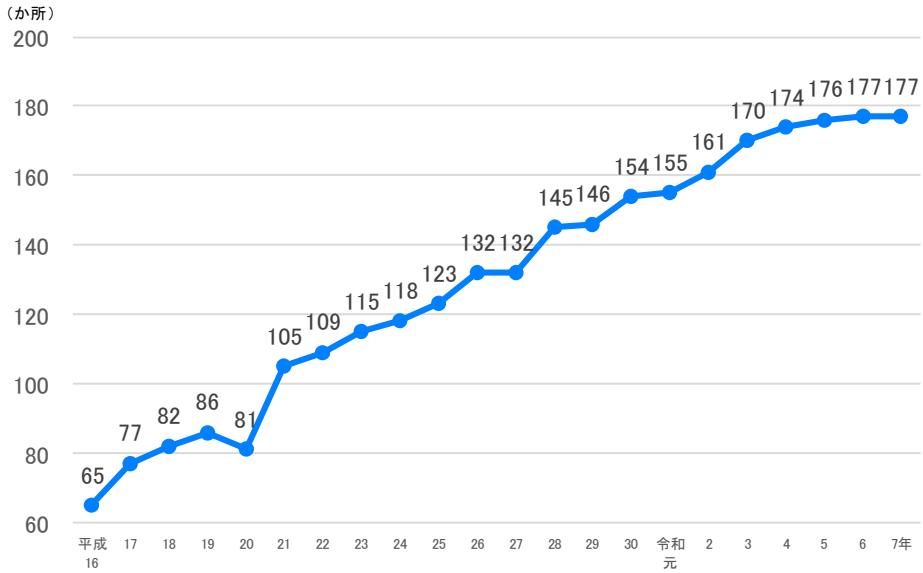

（注）各年 3 月 31 日現在　資料：広島県健康福祉局調べ

２　女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり

＜女性のキャリア形成支援と人材育成＞

指導的立場に占める女性の割合は 19.6%

指導的立場（管理職及び役員）に占める女性の割合は、19.6%と、前年度と同様となりました。

県内企業における女性活躍の関心の高まりは見られるものの、管理職登用に向けた取組を計画的に進める企業が少ないことや、人材育成に時間がかかること等を踏まえ、中長期的に取り組む必要があります。

16. 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合〔事業主調査〕

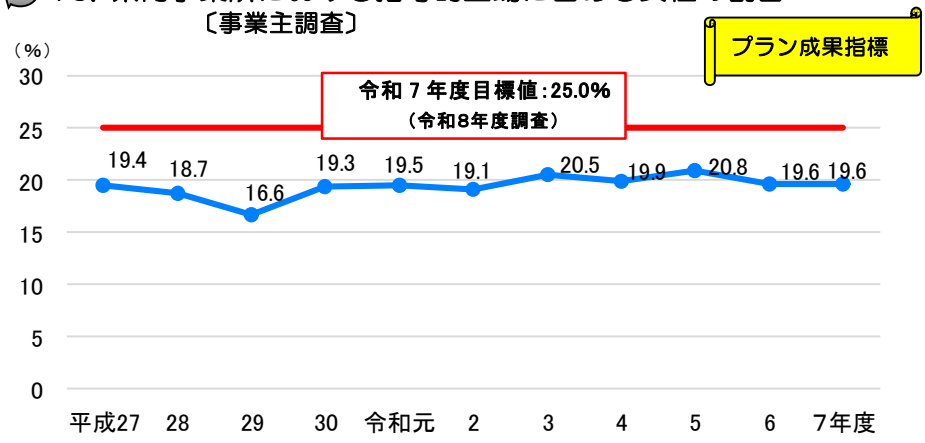

（注）管理職（課長相当職以上）及び役員の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）のデータを基に、わたしらしい生き方応援課において作成）
※「管理職」について
管理職とは、事業所で、通常「部長」又は「局長」と呼ばれる者で、２課以上若しくは 20 人以上（部（局）長を含む）で構成される組織の長（又は、呼称に関係なく責任の程度等が同等の者）、及び通常「課長」と呼ばれる者で、２係以上若しくは 10 人以上で構成される組織の長（又は、呼称に関係なく責任の程度等が同等の者）のことです。

女性を管理職に登用している事業所の割合は 31.5%

女性を管理職（課長相当職以上）に登用している事業所の割合は 31.5%で、令和６（2024）年度に比べ 2.6 ポイント減少しました。

17. 女性管理職の登用状況〔事業主調査〕

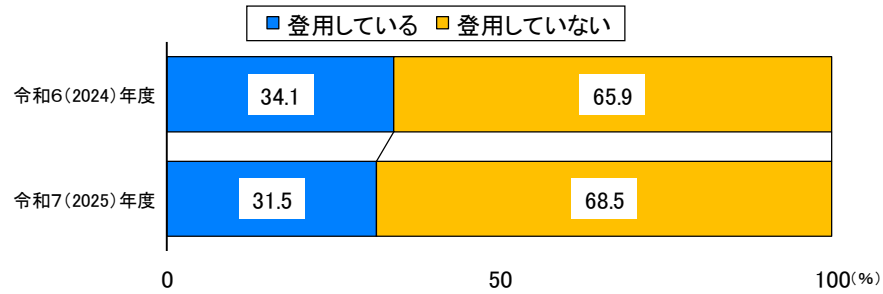

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）
・無回答を除いて割合を集計

管理職に占める女性の割合は 16.6%

管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合は 16.6%で、令和６（2024）年度に比べ 0.8 ポイント減少しました。

女性が意欲と適性に応じてその力を発揮できる環境の整備に向け、企業等における女性のキャリア形成・人材育成支援などの取組を着実に進める必要があります。

18. 管理職に占める女性の割合〔事業主調査〕

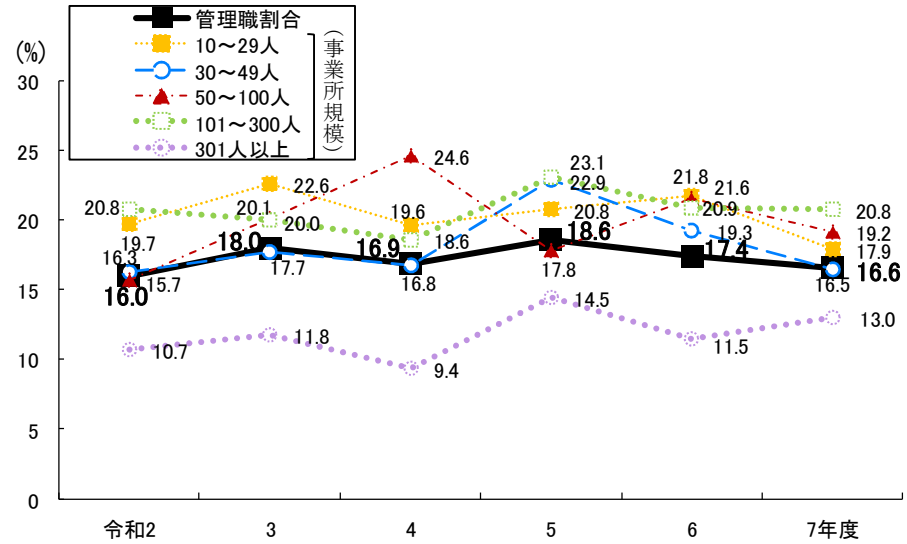

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

新たに就いた管理職に占める女性の割合は

20.4%

過去１年間で新たに就いた管理職に占める女性の割合は、20.4%で、令和５（2023）年度に比べ 1.8 ポイント減少しました。

事業所規模別に見ると、101～300 人規模の事業所が 24.8%で最も多くなっています。

県内企業において、女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた取組の推進を引き続き支援していく必要があります。

19. 過去１年間で新たに就いた管理職に占める女性の割合 〔事業主調査〕

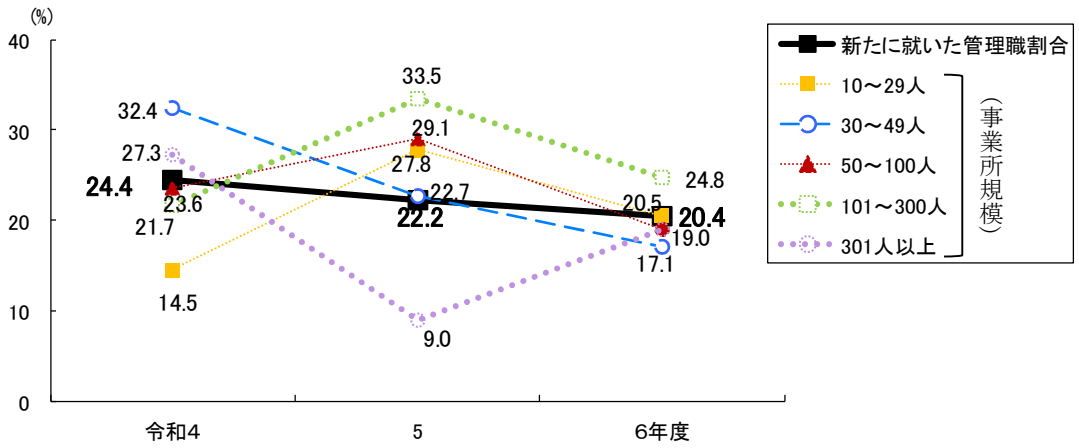

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

20.【参考】民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移(全国)

〔常用労働者 10 人以上の企業〕

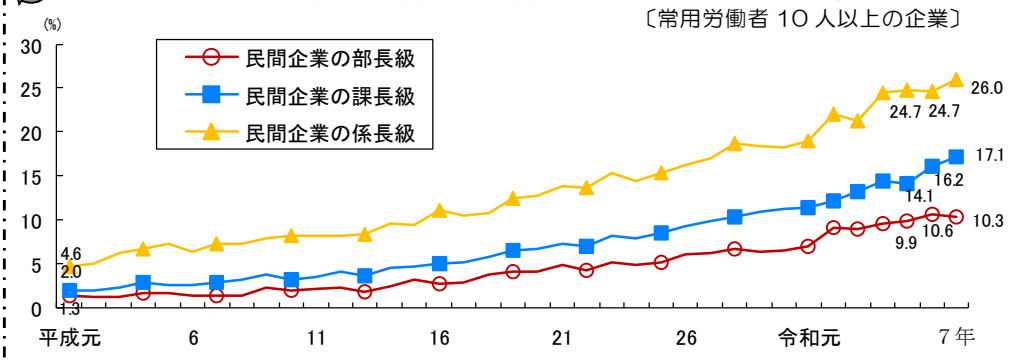

（注）調査対象は、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。)及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 7 (2025)年度）

女性活躍推進に関する事業所内の現状や取組は、「妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対し、育児休業制度に関する個別の周知・意向確認を実施している」が 69.2%で最も多く、次いで「労働時間適正化（長時間労働改善）の取組を実施している」が 67.6%となっています。

21.女性活躍推進に関する事業所内の現状や取組〔事業主調査〕複数回答

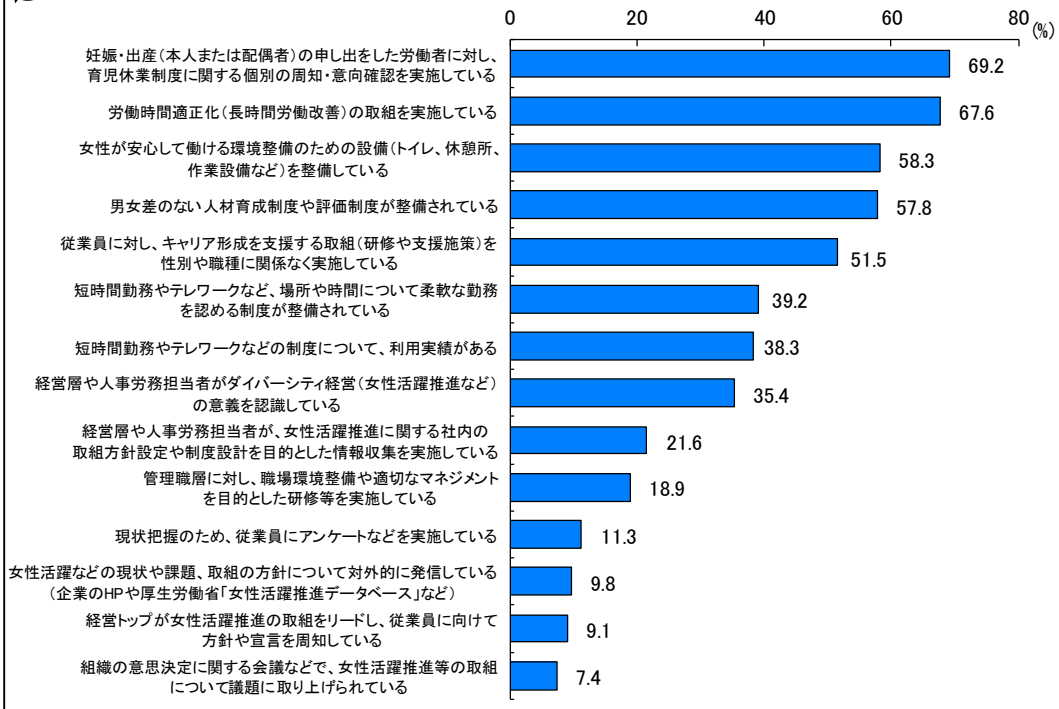

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和 7 (2025)年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

県職員の採用者に占める
女性の割合は 49.2%

令和８（2026）年度の県職員の採用者数は 252 人で、女性 124 人（49.2%）、男性 128 人（50.8%）となっており、女性割合は前年度から 4.2 ポイント増加しています。

22. 県職員の採用状況

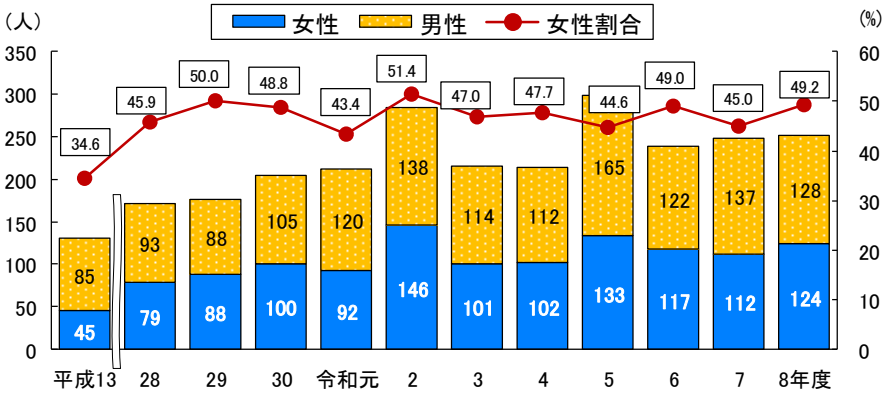

（注）各年４月１日現在
採用者数：大学卒業程度試験、社会人経験者試験（23 年度から実施）、短大卒業程度試験（22 年度、23 年度及び 29 年度は実施なし）、高校卒業程度試験及び障害のある人を対象とした試験による採用者の合計
資料：広島県人事委員会調べ

県、全都道府県職員の
女性管理職の割合は上昇傾向

令和８（2026）年４月１日現在の県職員は 5,186 人で、女性職員 1,821 人（35.1%）、男性職員 3,365 人（64.9%）となっています。

このうち管理職（課長相当職以上）の女性職員は 95 人で、全管理職 385 人に占める割合は 24.7%と、前年度より 0.9 ポイント上昇しました。

また、令和７（2025）年４月１日現在の県内の市町職員は 25,342 人で、女性職員 10,895 人（43.0%）、男性職員 14,447 人（57.0%）となっています。

このうち管理職（課長相当職以上）の女性職員は 526 人で、全管理職 2,368 人に占める割合は 22.2%と、令和６（2024）年度から 1.4 ポイント上昇しています。

23. 県及び市町の職員及び管理職の状況

〔令和８(2026)年４月１日現在〕

区　　分		総数（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）
県	職員数	5,186	1,821	3,365	35.1
	管理職	385	95	290	24.7
市町※	職員数	25,342	10,895	14,447	43.0
	管理職	2,368	526	1,842	22.2

（注）※市町は令和７(2025)年４月１日現在。令和８(2026)年４月１日現在の市町状況は、令和８年度内に公表する見込み。
職員数には、教員及び警察官は含まない。
県の職員数は、知事部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会及び上下水道部の一般職職員数。
なお、平成 19(2007)年からは、県立大学教員は含まない。
県の管理職の人数は、平成 23(2011)年からは、課長級以上により集計。
市町の職員数は、市町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数。
資料：広島県人事課、広島県わたしらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

24. 県及び全都道府県の女性職員及び管理職の状況

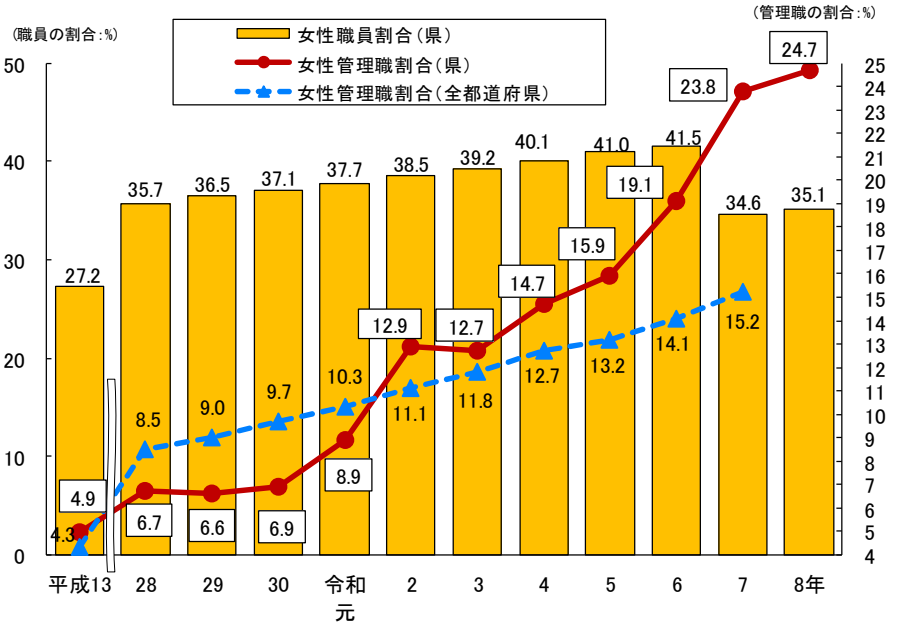

（注）令和８(2026)年４月１日現在の全都道府県の女性管理職割合は、令和８(2026)年度内に内閣府から公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県わたしらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

25. 県内市町及び全市（区）町村の女性職員及び管理職の状況

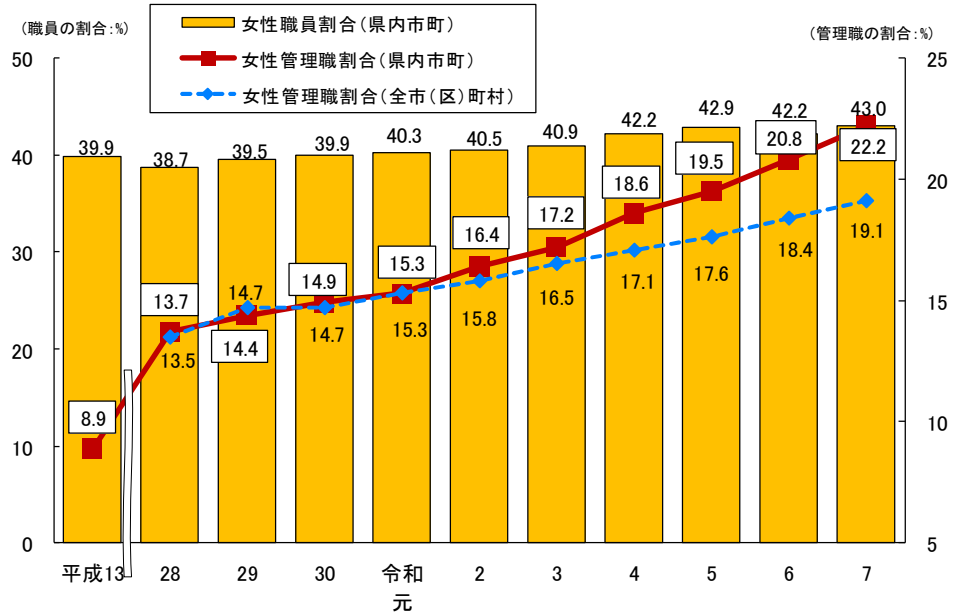

（注）令和８(2026)年４月１日現在の県内市町の女性職員及び管理職割合は、令和８（2026）年度内に公表する見込みである。
全市（区）町村の女性管理職割合は、平成 14(2002)年から集計されており、令和８(2026)年４月１日現在の全市（区）町村の女性管理職割合は、令和８(2026)年度内に内閣府から公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたしらしい生き方応援課調べ

26. 教員、校長、副校長・教頭の状況

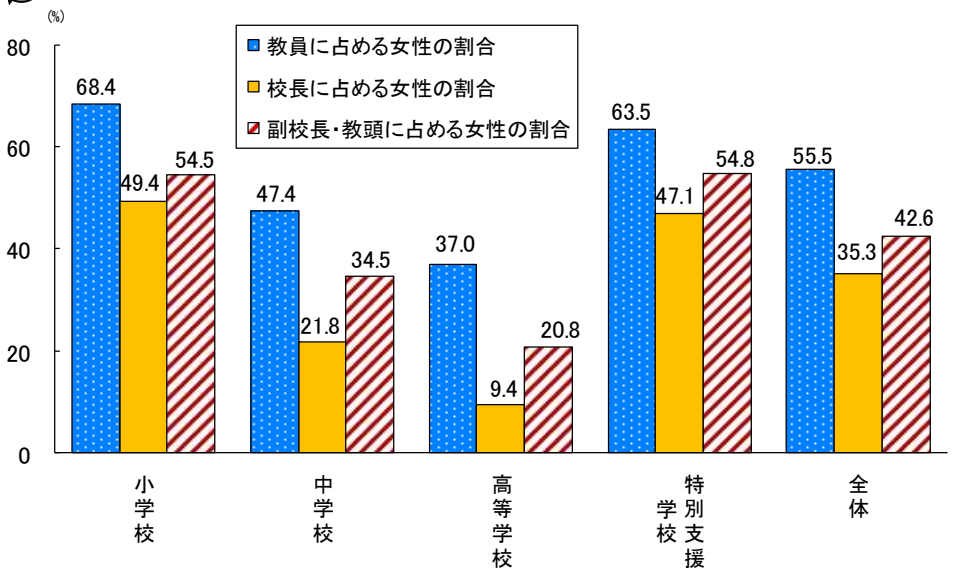

教員の女性管理職の割合は
校長 35.3%
副校長・教頭 42.6%
で全国的にも高い

令和７（2025）年５月１日現在の教員数に占める女性の割合は、小学校では68.4%ですが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、低くなっています。

県全体での女性管理職の割合は、校長は 35.3%、副校長・教頭は 42.6%で、全国の 22.9%（校長）、27.0%（副校長･教頭）と比べ、高い数値となっています。

区分	教員数			校長			副校長･教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
小学校	10,109	6,911	3,198	431	213	218	457	249	208
中学校	5,749	2,725	3,024	216	47	169	258	89	169
義務教育学校	266	157	109	8	1	7	18	10	8
高等学校	5,290	1,959	3,331	127	12	115	178	37	141
中等教育学校	53	22	31	1	1	0	2	0	2
特別支援学校	1,677	1,065	612	17	8	9	31	17	14
県全体	23,144	12,839	10,305	800	282	518	944	402	542
		55.5%	44.5%		35.3%	64.8%		42.6%	57.4%
【参考】全国	1,003,270	518,912	484,358	32,878	7,524	25,354	39,887	10,784	29,103
		51.7%	48.3%		22.9%	77.1%		27.0%	73.0%

（注）国立・公立・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計
休職者、産休者及び育児・介護休業者並びに産休代替者及び育児・介護休業代替者を含む。
グラフについては、義務教育学校、中等教育学校は除く。資料：文部科学省「学校基本調査」（令和７(2025)年度）

＜就業継続や再就職、創業等女性の多様な働き方＞

広島県の女性（25～44 歳）の就業率は 77.4%で 5.1 ポイント増

全国の 25～44 歳の女性の就業率は上昇傾向にあり、広島県は前回調査（平成 27（2015）年度）より 5.1 ポイント上昇しました。しかし、全国平均をやや下回っており、中国地方５県では、山口県と同率で最も低い割合となっています。

引き続き、仕事と家庭の両立への負担軽減とともに、女性の就業継続や再就職に向けた支援に取り組む必要があります。

女性の労働力率のグラフは、台形に近づきつつある

労働力率は、男性は 20 歳代後半から 50 歳代までを山とする台形を描いています。

女性は、30 歳代を谷とするM字カーブを描いており、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられていました。しかし近年は、先進諸国で見られる台形に近づきつつあり、結婚や出産、育児によって離職する女性が減少してきていると考えられます。

国際比較では、日本の 25～29 歳の女性の労働力が、比較した６か国の中で最も高い数値となっています。

【労働力率】
15 歳以上人口に占める労働力人口の割合

【就業率】
労働力人口に占める就業者の割合

- 15 歳以上人口
  - 労働力人口
    - 就業者
      - 従業者
      - 休業者
    - 完全失業者
  - 非労働力人口（主に家事従事,学生,高齢者等）

27.女性（２５～４４歳）の就業率（中国地方５県と主要各都府県）

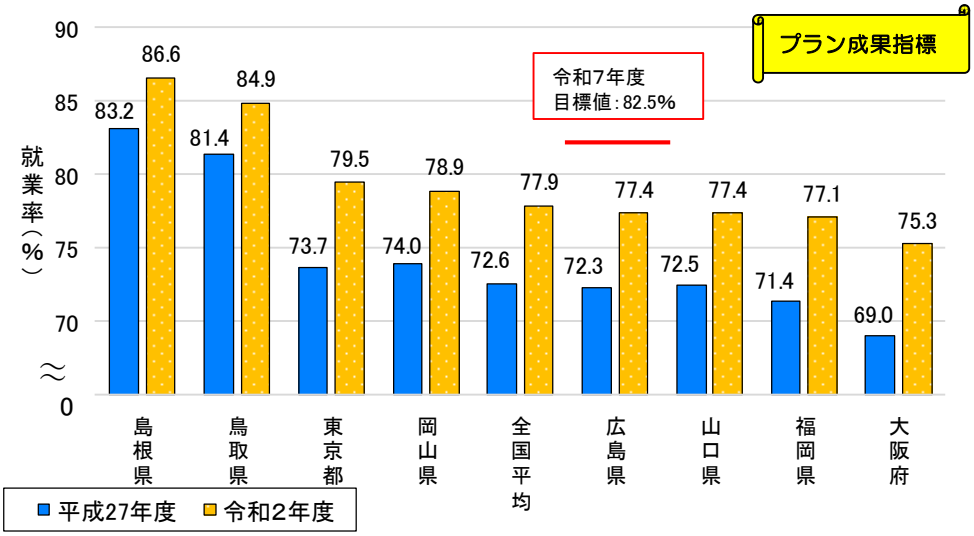

資料:総務省「国勢調査」

28. 年齢階級別労働力率（広島県）

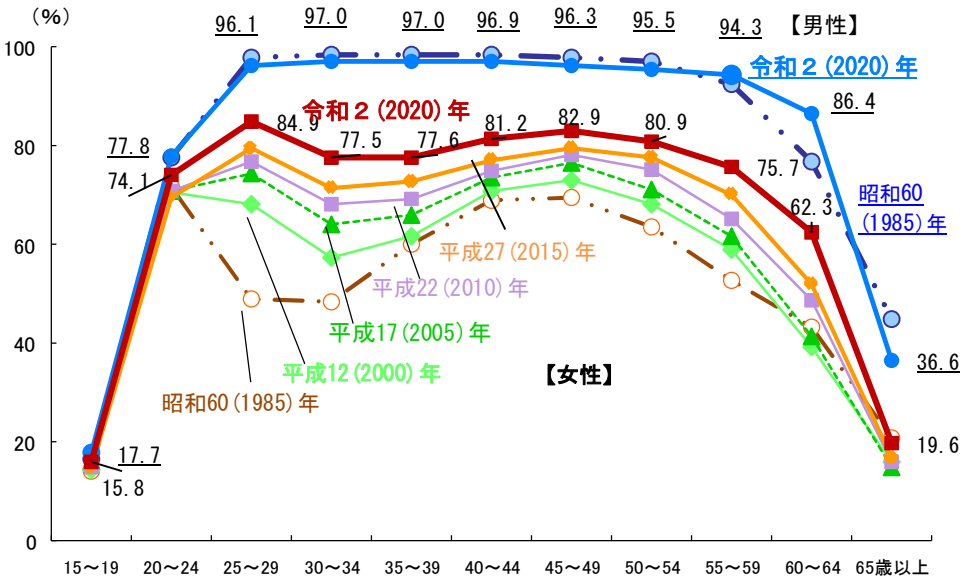

資料:総務省「国勢調査」

29.【参考】女性の年齢階級別労働力率（国際比較）

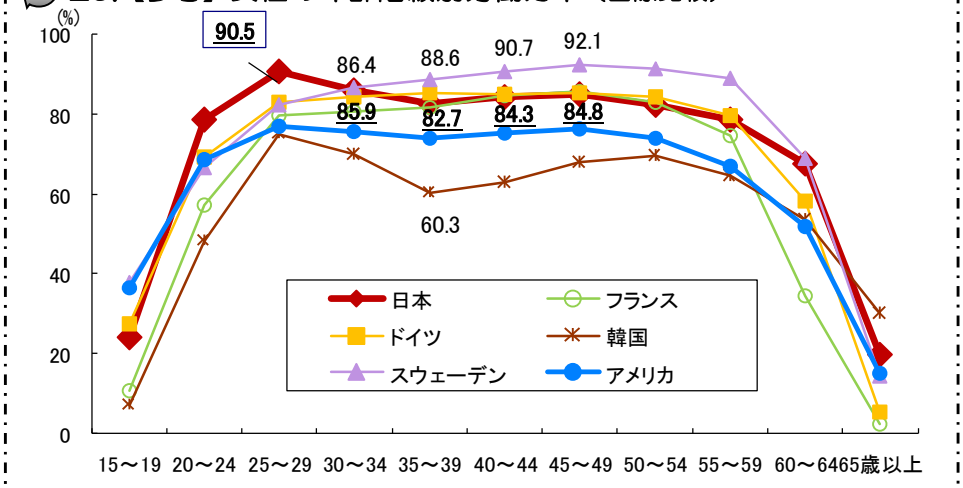

日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（令和7（2025）年）、その他の国は ILO “ILOSTAT” より作成。
韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは、令和2(2020)年の値。

女性の給与額は男性の
76.6%

一般労働者（男性）の１時間当たり平均所定内給与額を 100 とした場合、一般労働者（女性）は 76.6 で、前年度より 2.6 ポイント減少しました。短時間労働者については、女性は前年度より減少、男性は大幅に減少しました。

令和４（2022）年７月の、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の改正により、一般労働者（女性）の給与額は上昇傾向にあると考えられます。

【女性活躍推進法に関する制度改正】
令和４（2022）年７月８日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令が改正され、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加されるとともに、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主を対象として、「男女の賃金の差異」の情報公表が義務づけられました。

30. 労働者の１時間当たり平均所定内給与水準対比の推移

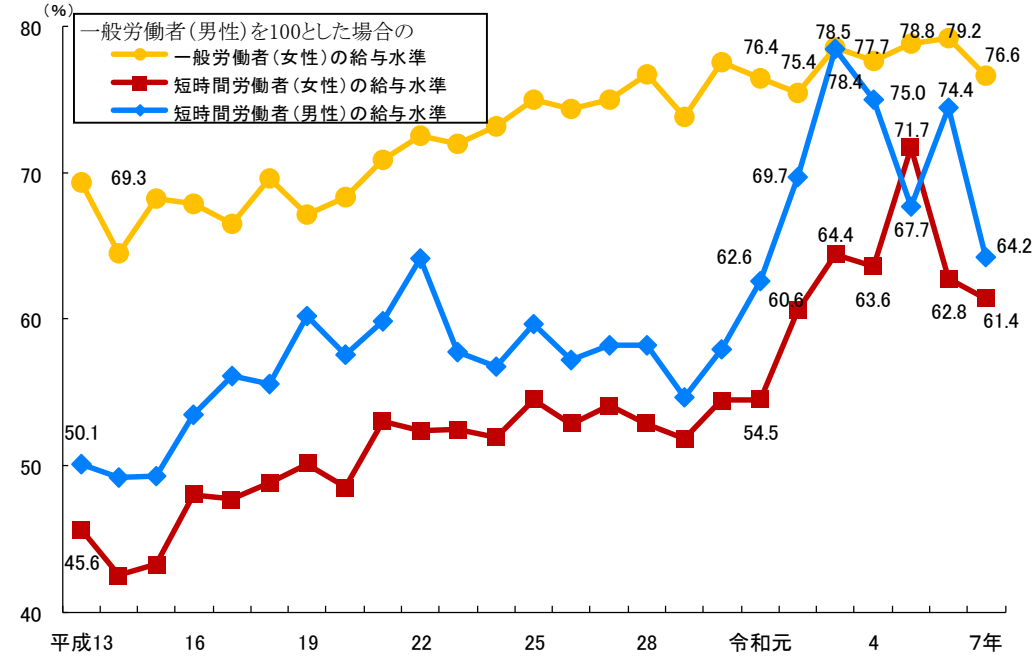

（注）所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
１時間当たり平均所定内給与額：各年６月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。
一 般 労 働 者：短時間労働者以外の労働者
短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者
短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、１時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和２年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和７(2025)年度）

31.【参考】労働者の１時間当たり平均所定内給与水準対比の推移（全国）

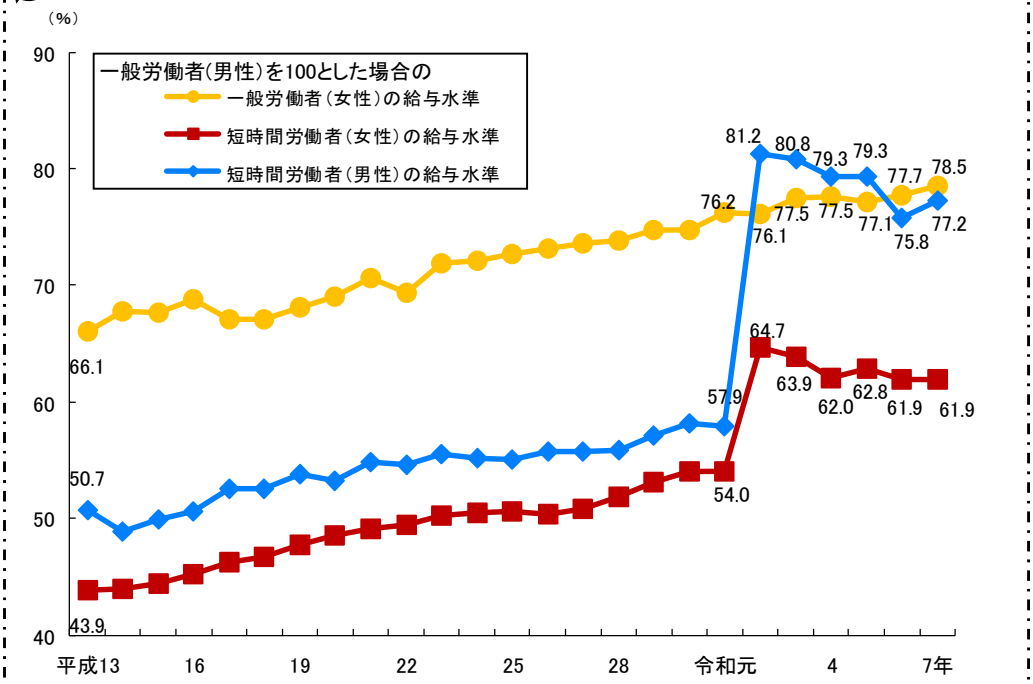

（注）所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
１時間当たり平均所定内給与額：各年６月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出。
一 般 労 働 者：短時間労働者以外の労働者
短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者
※短時間労働者の賃金額について、令和元年までは、１時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者（医師・大学教授等）について集計対象から除いていたが、令和２年より短時間労働者全体を集計対象としている。資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和７(2025)年度）

３　個人生活の充実による多様な暮らし方の実現

暮らしの充実について
否定的に答えた人は
29.7%

暮らしの充実について、あきらめている、非現実的など否定的に答えている人は 29.7%の人で、前年度の 30.0%より 0.3 ポイント減少しました。「長時間働かないと必要な収入を得られないので、暮らしを犠牲にして働いている。」と考える人の割合が前年度よりも微増しています。

32. 暮らしの充実について、否定的に答えた人の割合

プラン成果指標

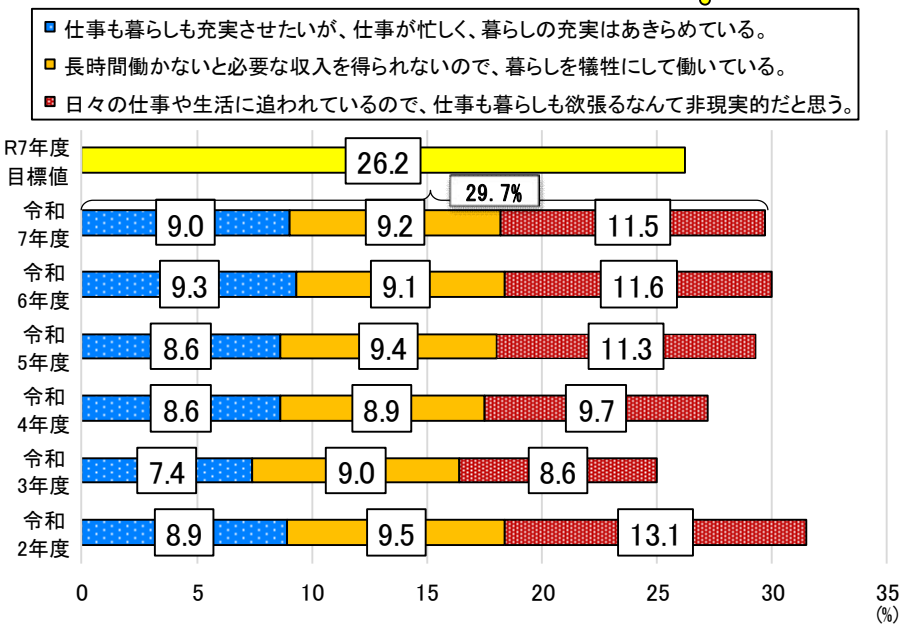

資料：広島県「生活の向上感、充実感に関する意識調査業務」

家事関連時間は
男性 56 分
女性 3 時間 29 分

県内の男女の一日の行動時間を比較すると、２次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが表れています。

１次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動
２次活動：仕事、家庭等社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
３次活動：１次、２次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

33. 一日の行動の種類別総平均時間数

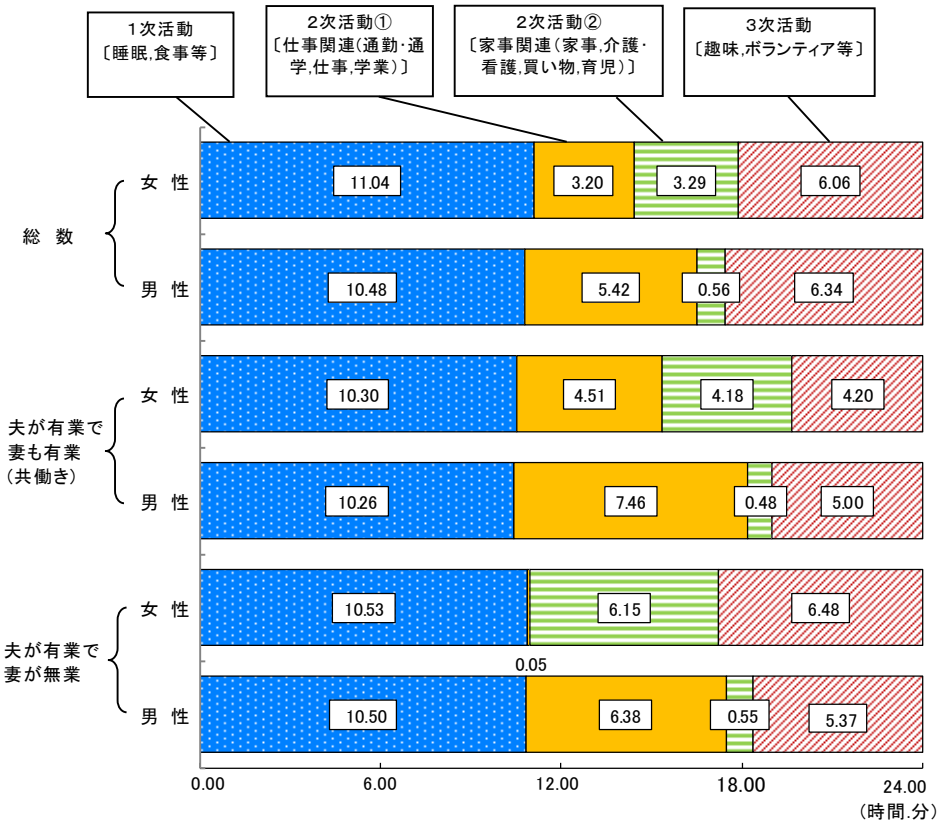

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和３(2021)年）

25～64 歳の各年齢層で、男性の育児を含む家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

34. 男女、年齢層別の２次活動の生活時間

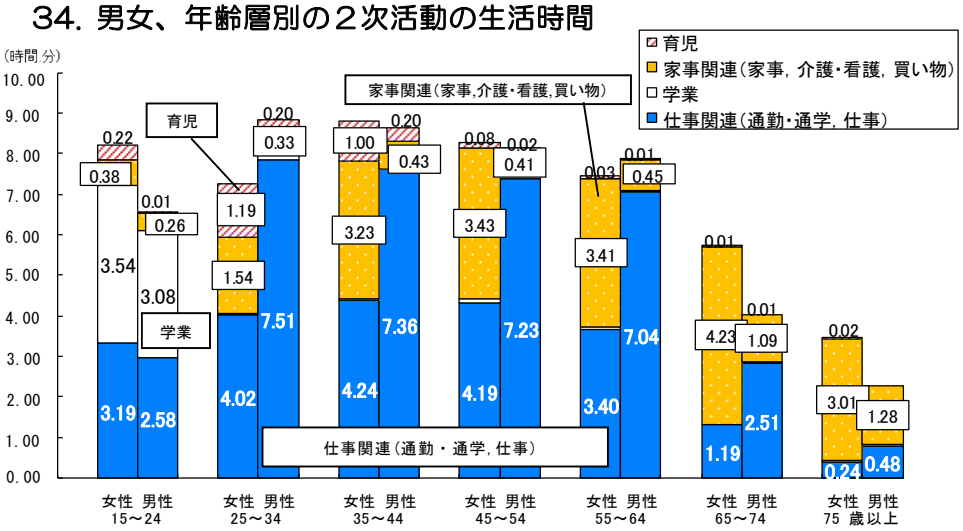

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和３(2021)年）
（調査対象は、指定する調査区内にある世帯のうちから、無作為に選定した 15 歳以上の世帯員）

夫の家事・育児関連時間は
１時間 41 分

県内の６歳未満の子供を持つ夫が家事・育児関連に費やす時間は、１日当たり１時間 41 分で、全国と比較すると 13 分下回っていますが、育児の時間は１時間４分となっており、全国とほぼ同等です。

他の先進国と比較すると、家事関連時間全体は非常に短くなっています。

35. ６歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（国際・全国・県）

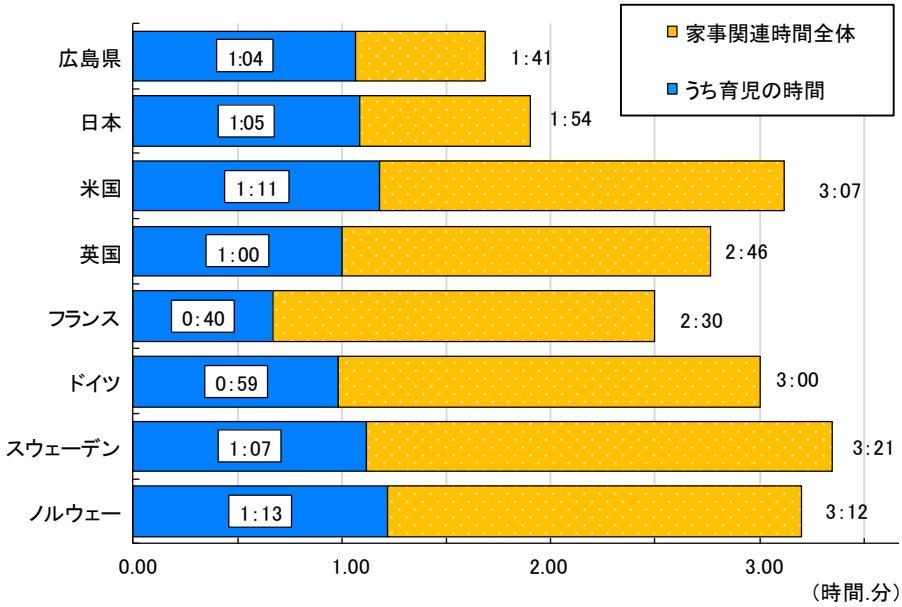

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和３(2021)年）
Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”(2018)
Eurostat“How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”(2004)

領域Ⅱ　男女双方の意識改革

1　性差に係る固定的な意識の解消

性別にかかわらず、自分らしく選択できていると感じている人は
58.7%

性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人は、全体で58.7%となっており、前年度より0.7ポイント増加しました。男女別にみると、女性（56.1%）より男性（61.4%）のほうが割合が高くなっています。

36. 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合

プラン成果指標

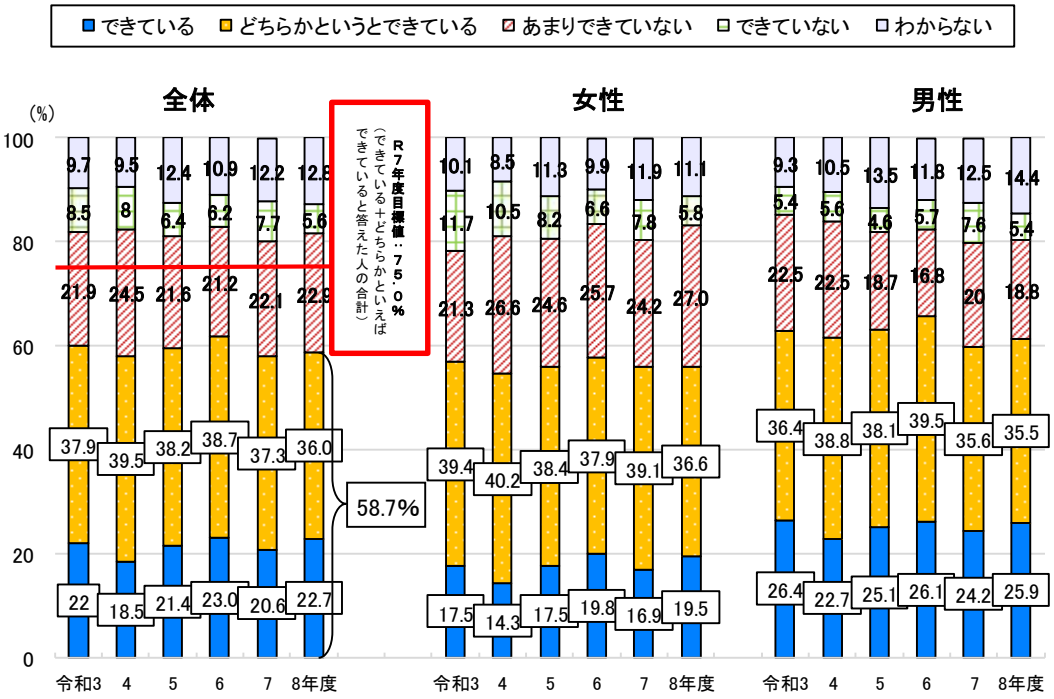

資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」
（調査対象は、県内在住の15歳～69歳の男女）

「ジェンダー」という言葉と内容を理解している人の割合は
女性　50.6%
男性　44.7%

「ジェンダー」という言葉を知っていて内容も理解している人の割合は47.6%で、前年度より8.1ポイント減少しました。

36-1. 「ジェンダー」という言葉の認知度

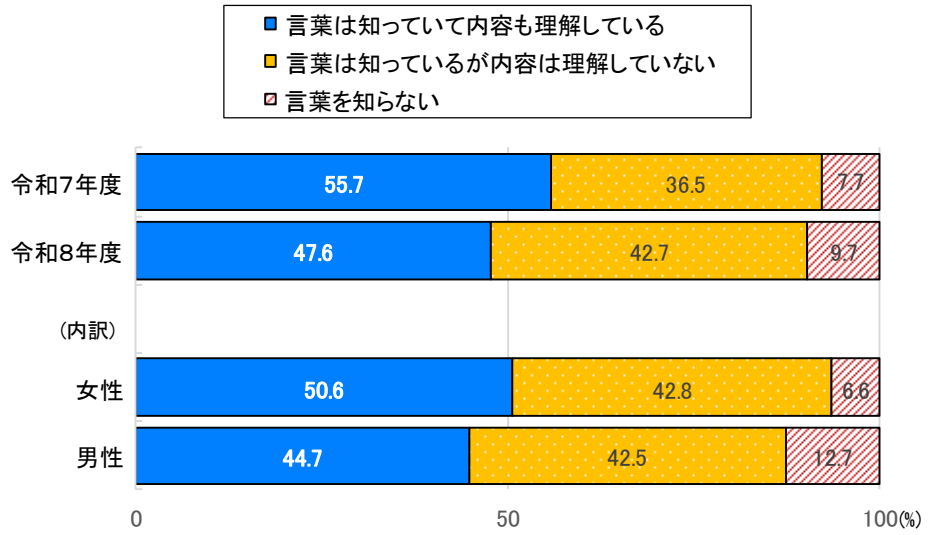

資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」
（調査対象は、県内在住の15歳～69歳の男女）

社会全体で〔平等〕と回答した人の割合は

女性 4.5%

男性 14.5%

男女の地位の平等感について、社会全体において〔平等〕と回答した人の割合は 9.9%となっており、前回調査より 4.8 ポイント減少しました。中でも〔平等〕と回答した女性の割合は 4.5%で、男性の割合より 10ポイント低い状況にあります。引き続き、性別に関する固定的な意識の解消に取り組む必要があります。

37. 男女の地位の平等観

社会全体

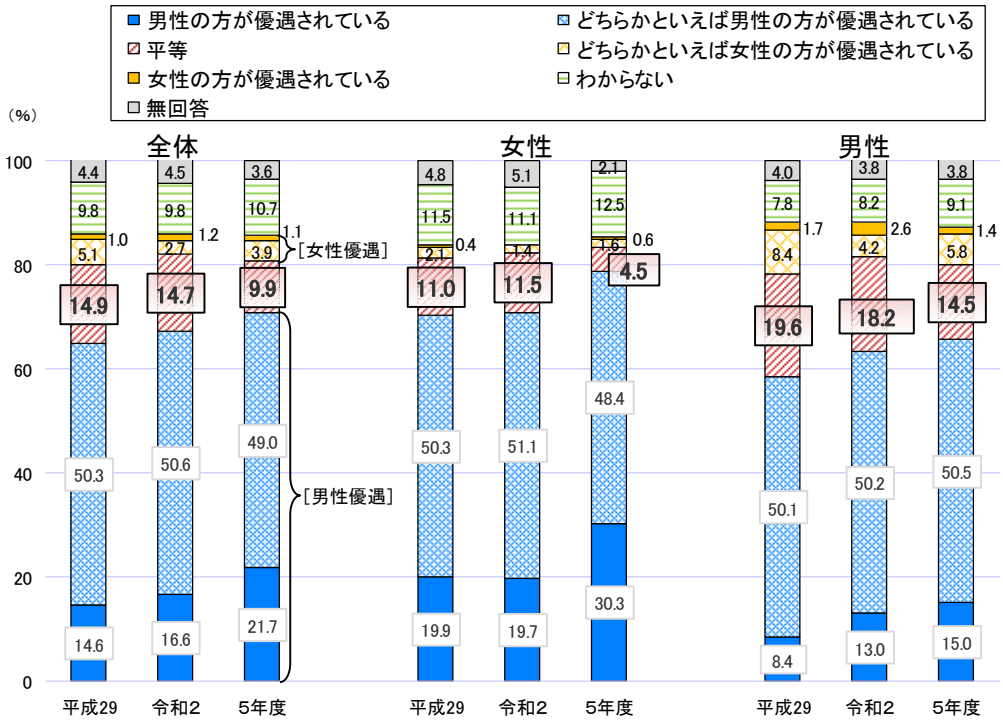

資料：広島県「広島県政世論調査」（令和５(2023)年度）
（調査対象は、県内在住の満 18 歳以上の県民 2,000 人）

また、全国の男女の地位の平等感について、社会全体において〔平等〕と回答した人の割合は令和４（2022）年 11 月調査では 14.7%であったのに対し、令和６（2024）年９月調査では 16.7%と 2.0 ポイント上昇しています。

37-1.【参考】社会全体における男女の地位の平等感（全国）

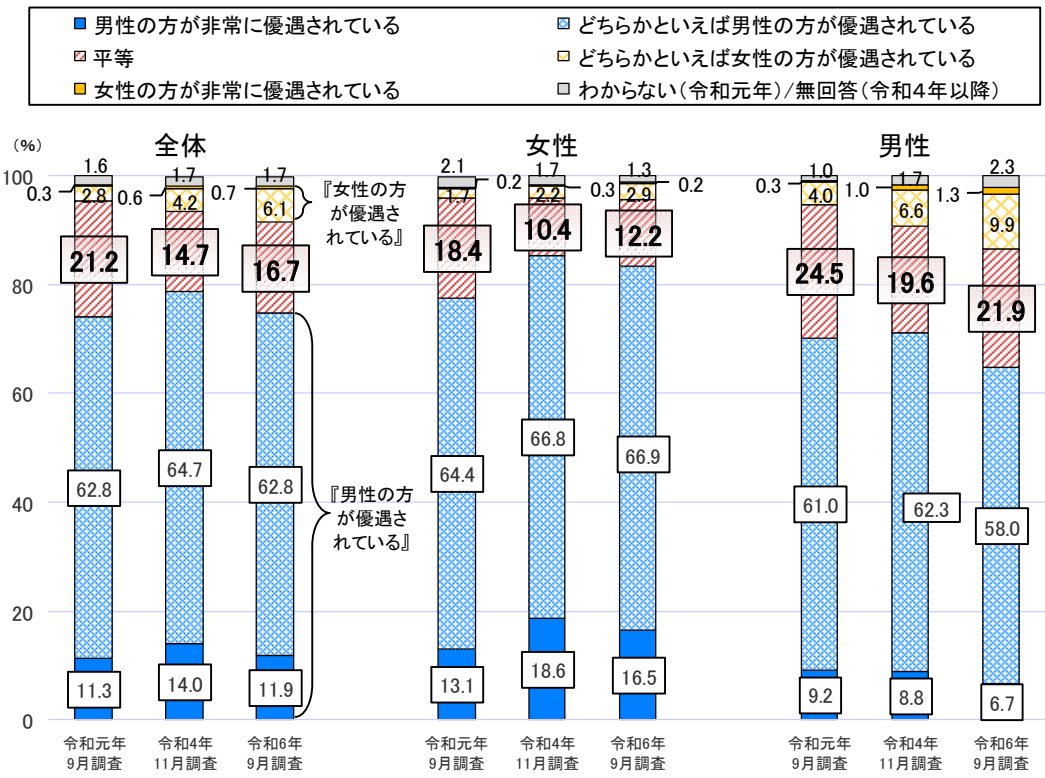

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和６(2024)年度）

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの意見に
賛成 41.9%
反対 58.1%

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、反対計が賛成計を上回っています。
男性の賛成計 44.0%、女性の賛成計は 39.7%と 4.3 ポイントの男女差が見られます。
また、全国と比較すると賛成計が高くなっています。

38.「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への意識

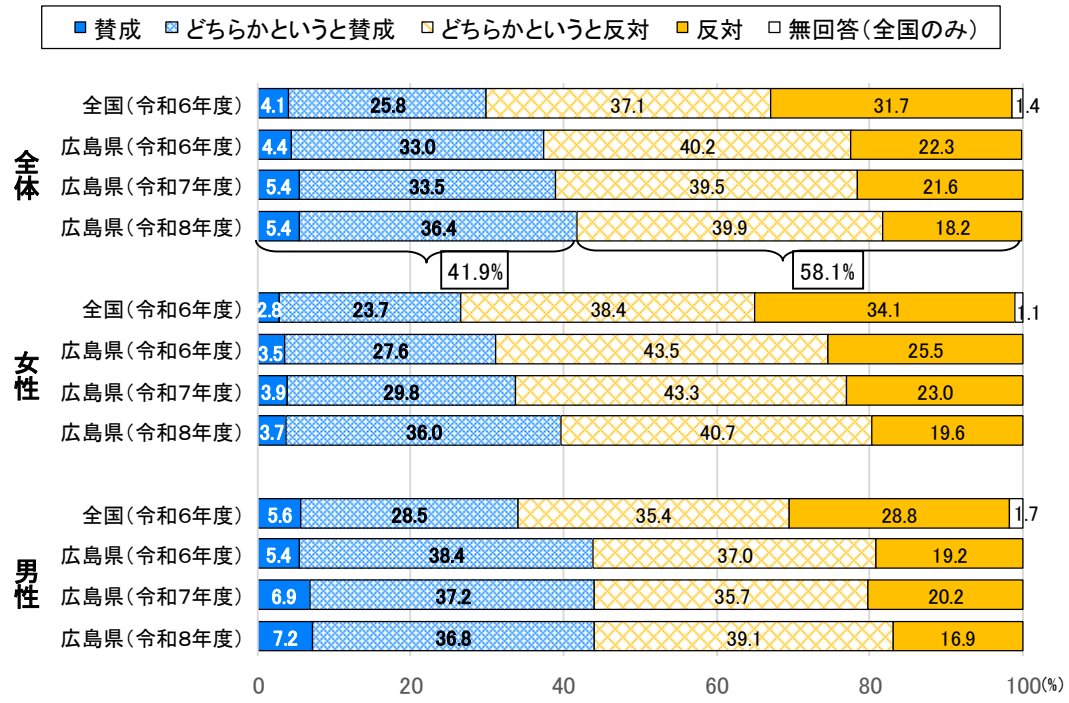

（注）全国全体・性別については、内閣府のデータを 18～60 代ベースで算出、割り戻して計算しているため概算値
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和 6 (2024)年度）
広島県「男女双方の意識改革に係る調査」
（調査対象は、県内在住の 15 歳～69 歳の男女

男女の役割について、すべての項目で「そう思わない計」が「そう思う計」を上回っています。

38-1. 男女の役割に関する意見

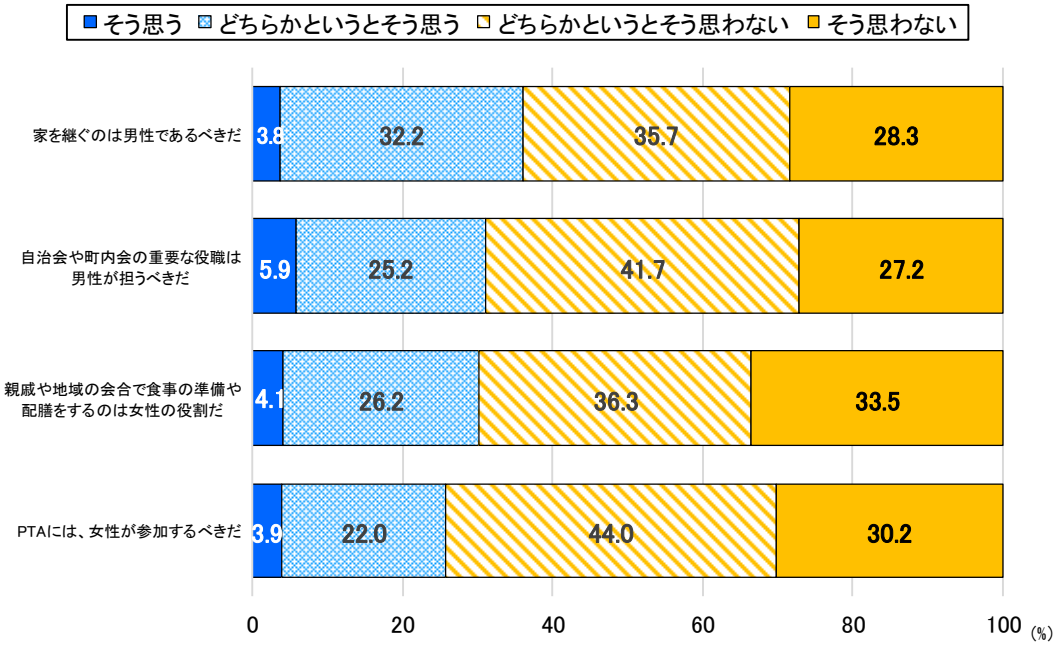

資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」
（調査対象は、県内在住の 15 歳～69 歳の男女）

性別に関する意識について、他者から影響を受けている人は、

71.9%

性別に関する意識について、影響を与えた存在は、「母親」と答えた人が30.8%で最も多く、次いで「父親」「特定できない、わからない、なんとなく」の順で割合が高くなっています。

38-2. 性別に関する意識について、影響を与えた存在（複数回答）

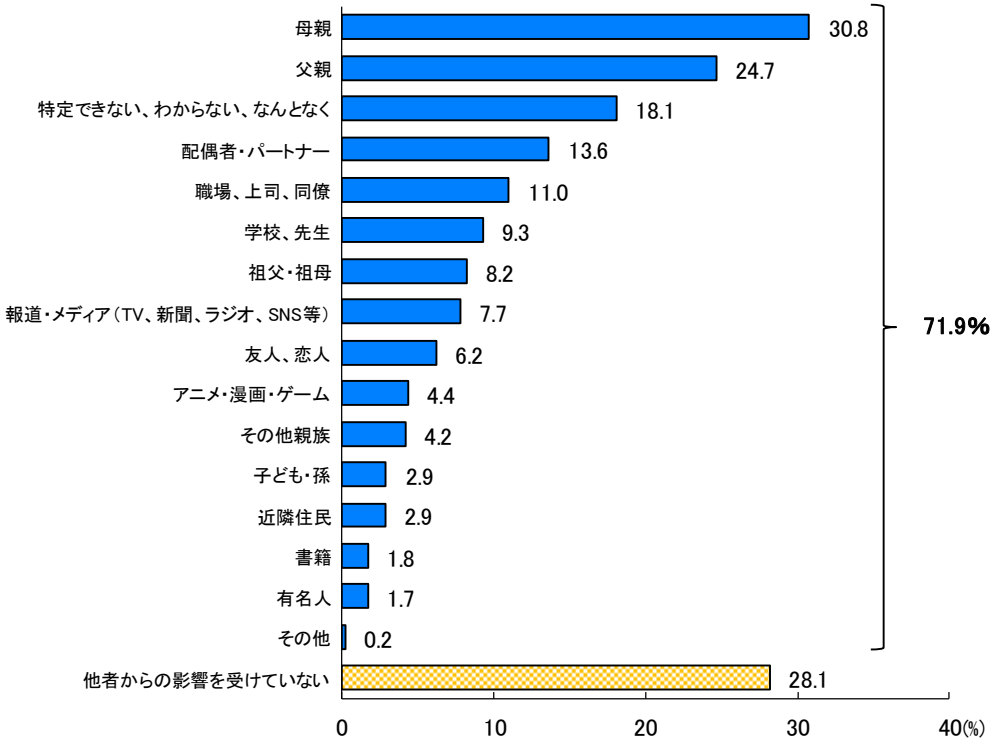

資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」
（調査対象は、県内在住の 15 歳～69 歳の男女）

２　主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成

「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」等を実施している学校は 40 校

ライフプランニング教育プログラム等を実施している県立高等学校は 80 校中 40 校（50.0%）と、前年度より、３校増加しています。

【高校生のためのライフプランニング教育プログラム】
様々なライフイベントを踏まえた生活の中で、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら高校生が主体的に判断し、考え意思決定できる能力と態度を育成するプログラム。

39. 「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」等を実施している学校数

プラン成果指標

R7 年度目標値
全県立高等学校

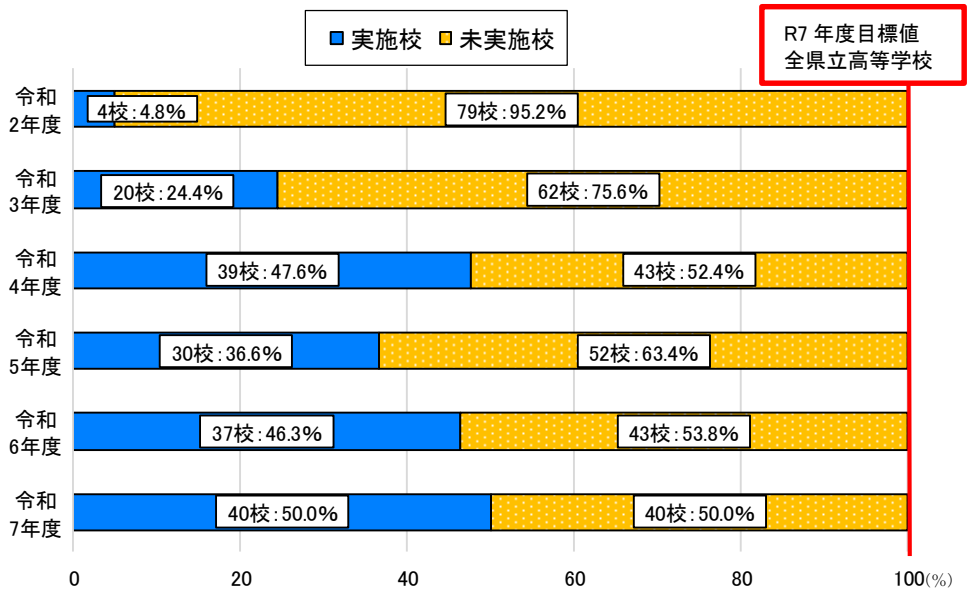

（注）学校数は県立高校（定時制・通信制・分校を含む）。
資料：広島県教育委員会調べ（令和７(2025)年度）

大学進学率は
女性 63.1%で
過去最高

女性の大学への進学率は上昇傾向であり、令和７（2025）年度は、女性63.1%と全国の55.0%を大きく上回っています。また、男性の進学率も64.2%と、過去最高値を更新し、男女差は、1.1%となりました。

40. 男女別大学・短期大学進学率の推移（全国・県）

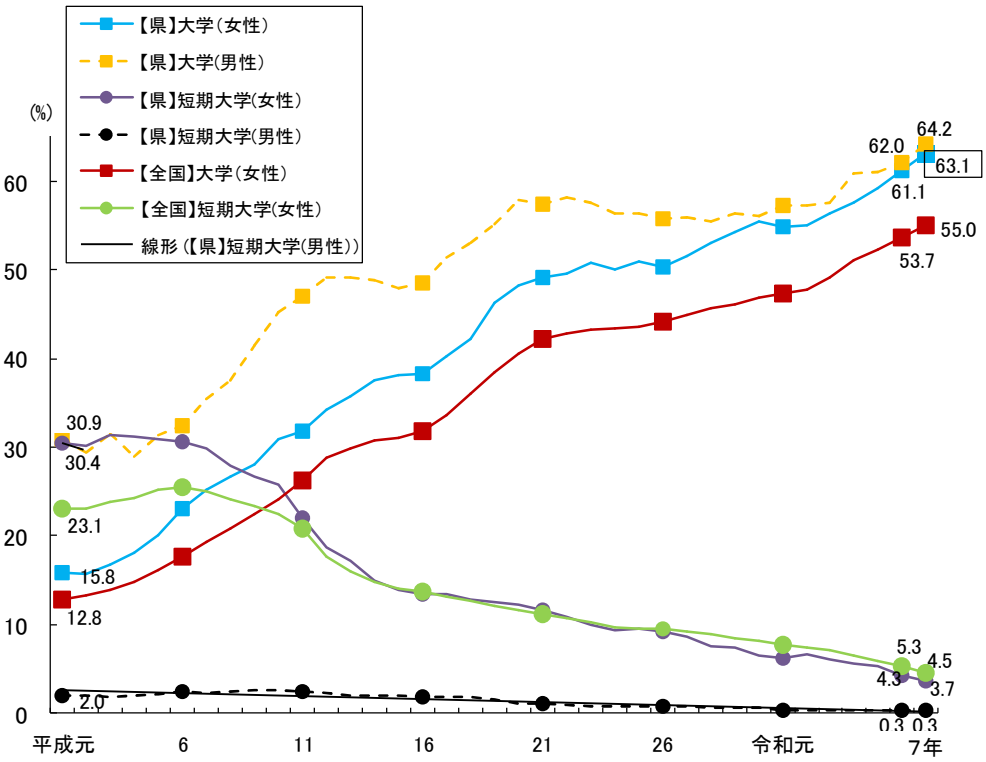

（注）通信過程を卒業した者を含まない。
資料：文部科学省「学校基本調査」

41.【参考】専攻分野別学生割合（大学（学部））の推移（全国）

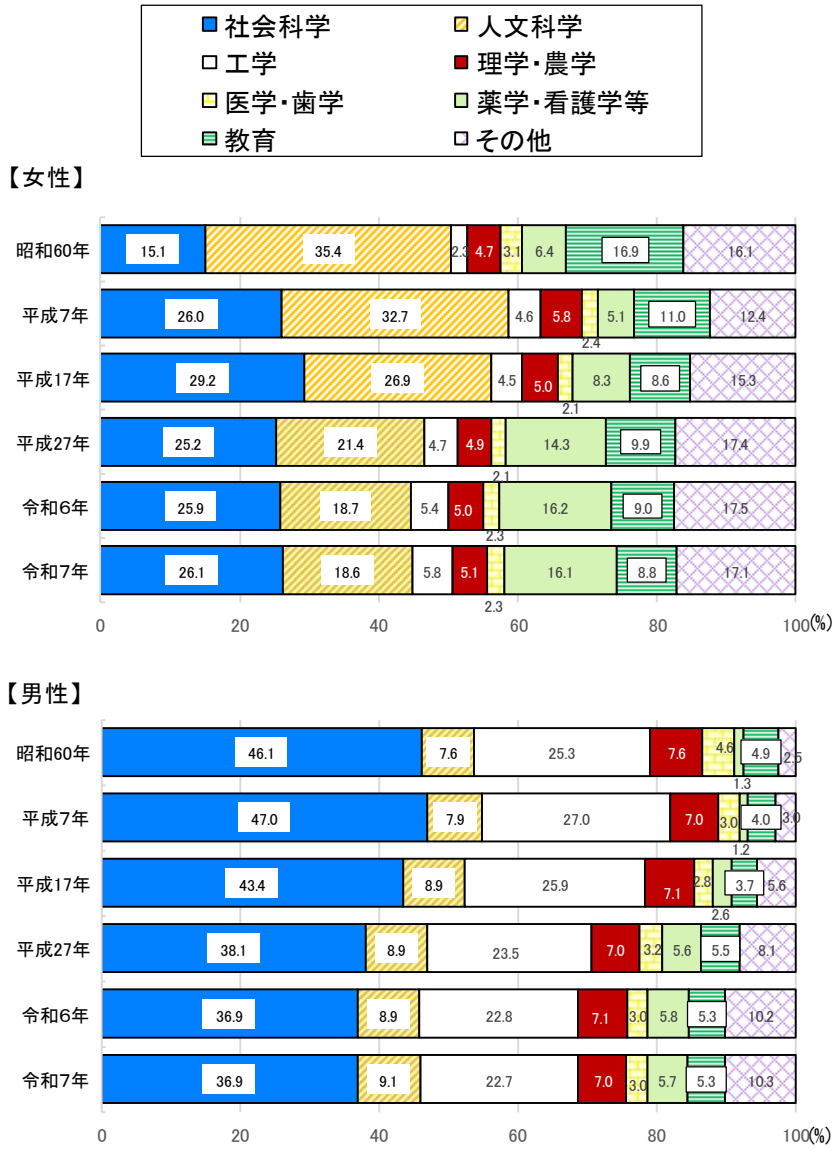

（注）その他は「家政」「芸術」「商船」「その他」の合計
国立・公立・私立の全てを含む。
資料：文部科学省「学校基本調査」

領域Ⅲ　安心して暮らせる環境の整備

1　暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援

＜性被害やDV、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援＞

性被害ワンストップセンターひろしまの認知度は9.6%

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は9.6%と令和２（2020）年度より増加していますが、依然として10%を下回っています。

被害の潜在化を防ぐため、認知度向上に向け、これまでの広報に加え、若年層への周知強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

高校生における精神的暴力の認識率は64.7%

高校生におけるデートDVに関する精神的暴力の認識率は64.7%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

暴力によらない問題解決の意識を浸透させ、暴力の加害者にも被害者にもさせないために、引き続き若年層への啓発が必要です。

「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和７（2025）年度の新規相談件数は前年度より増加し、性被害に関する電話相談や面接相談、医療・法律・心理等の専門支援を提供した件数も、増加しています。

	R7年度
新規対応回数	3,362回
電話等対応回数	2,473回
面接対応回数	166回
専門支援等提供回数	131回

42. 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度

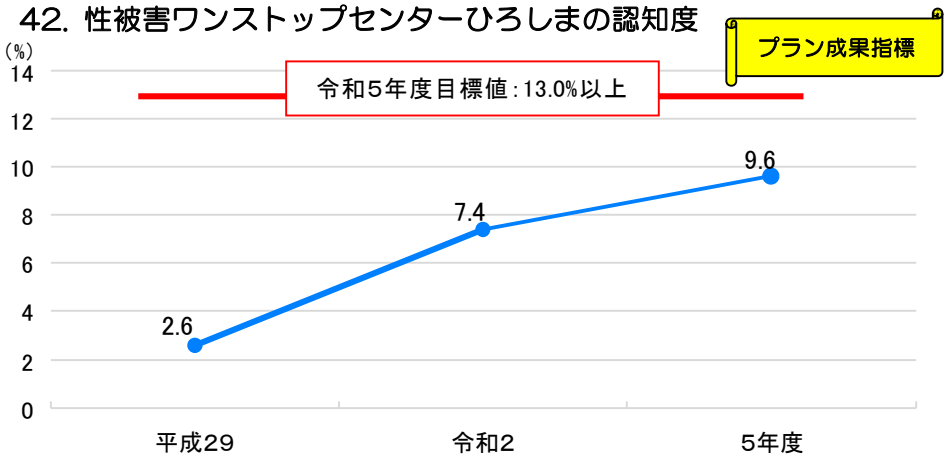

資料：広島県「広島県政世論調査」（令和5（2023）年度）

43. デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）

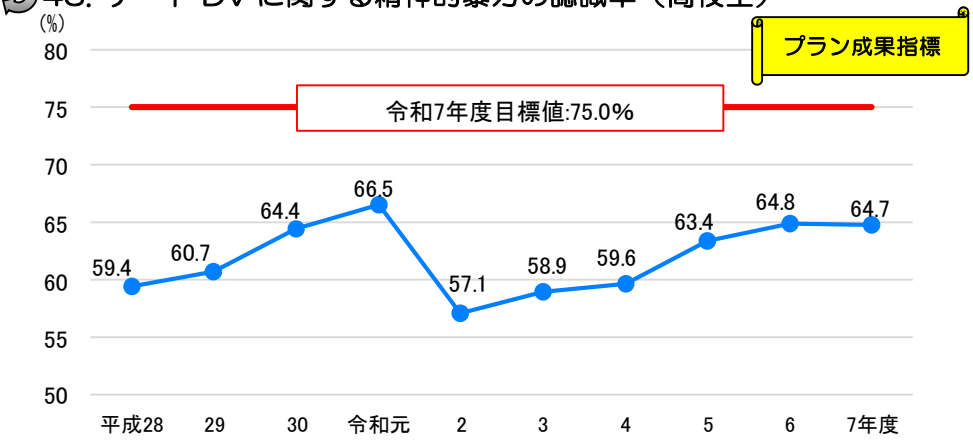

資料：広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査（高等学校・特別支援学校・高等専門学校）」

44. 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況

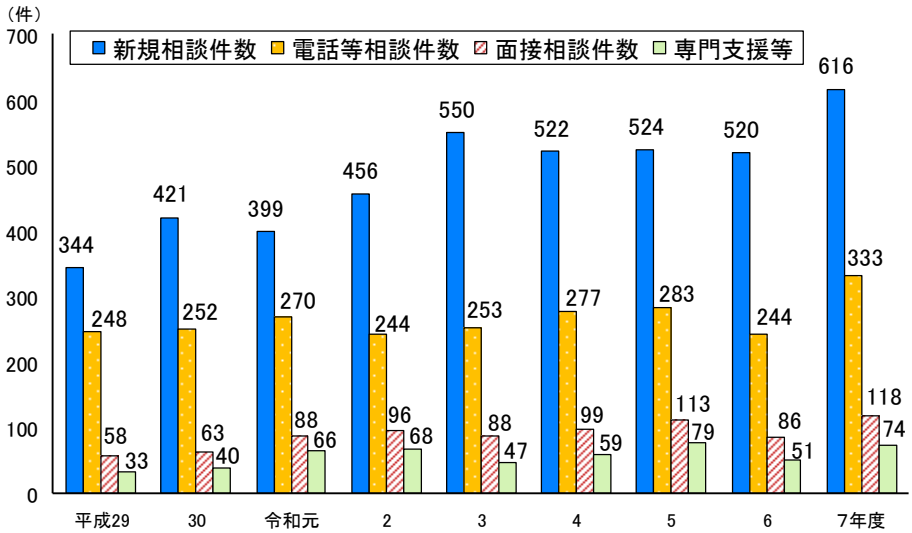

（注）対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
新規相談件数の総数（616件）と、対応回数の総数（3,362回）には、無言、性被害以外の問い合わせ283件を含む。
資料：広島県環境県民局調べ

こども家庭センター等における女性に関する相談件数は
増加

こども家庭センター及び女性相談支援員（旧：婦人相談員）設置市町における令和７（2025）年度の相談件数は8,116件で、前年度よりも601件（7.4%）増加しています。相談件数のうち暴力に関する相談は3,225件で、39.7%を占めています。

また、一時保護は89件で、そのうちＤＶに関するものは61件で68.5%を占めています。

（公財）広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に令和７（2025）年度に寄せられた相談は2,816件で、前年度よりも161件増加しています。

このうち、ＤＶに関する電話相談は294件（電話相談の10.9%）、面接相談39件（面接相談の30.5%）となっています。

県警でのDV相談件数は
増加

ＤＶ相談件数は、令和７（2025）年は2,372件となっており、前年よりも235件増加しています。

45. こども家庭ｾﾝﾀｰ等における女性に関する相談件数等の推移

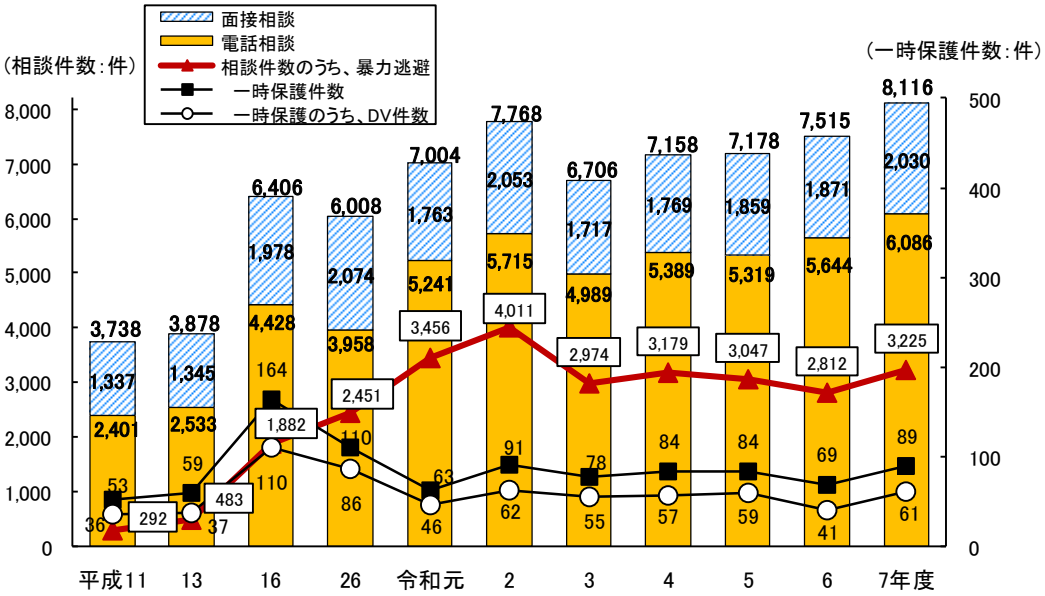

（注）女性に関する相談：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による女性相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。
資料：広島県健康福祉局調べ

46. 「エソール広島」相談事業における件数の推移（DV）

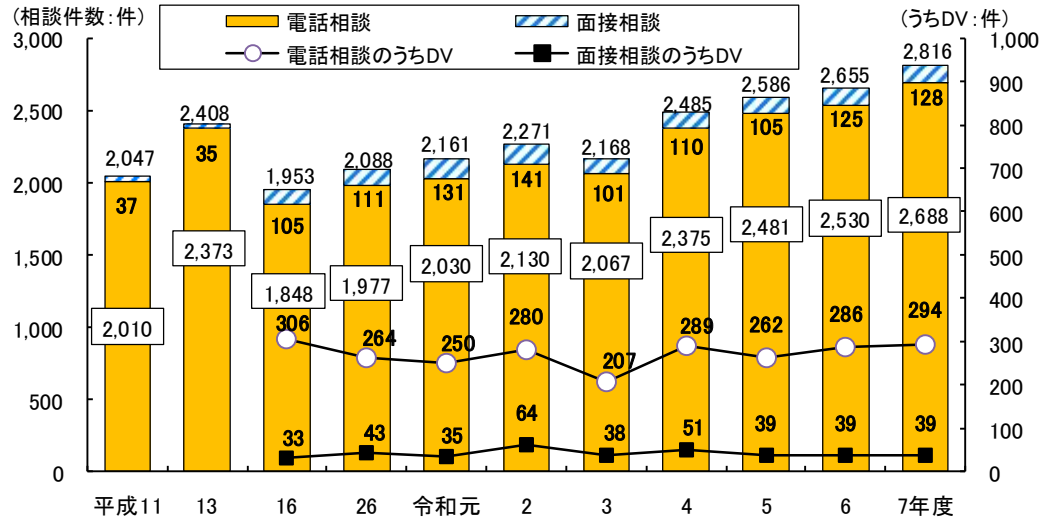

資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

47. 県警におけるＤＶ相談件数の推移

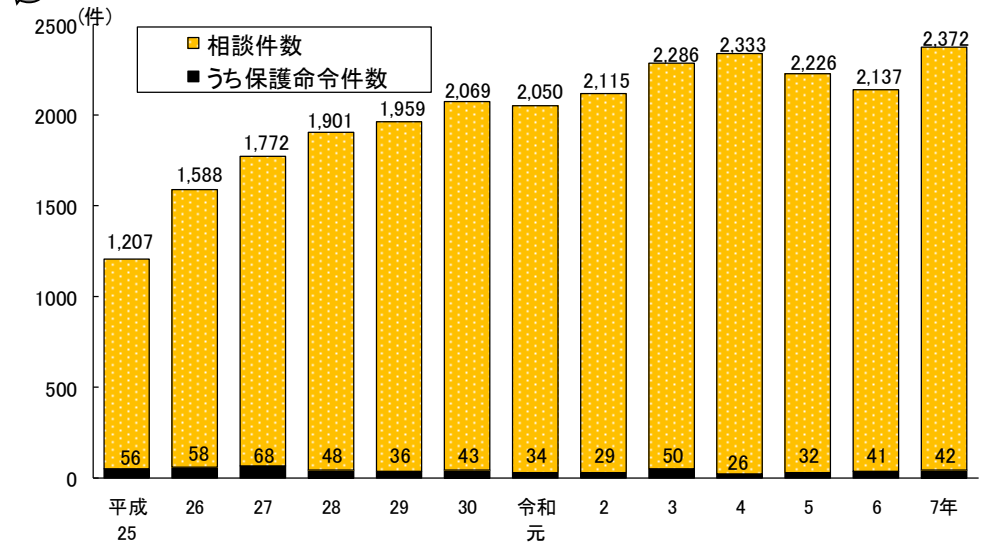

資料：広島県警察本部調べ

性犯罪の検挙率は
86.0%

令和７（2025）年の性犯罪認知件数は 250 件、検挙件数は 215 件で、検挙率は 86.0%となっております。

ストーカー相談件数は
増加

ストーカー相談の件数は、令和４（2022）年から減少していましたが、令和７（2025）年は 722 件と、前年より 140 件増加しました。

【ストーカー規制法】
ストーカー行為を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穏に資することを目的に、平成12（2000）年に成立しました。

セクハラ相談件数は
147 件

広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口に寄せられた令和７（2025）年度の相談件数は、147 件となっており、前年度より 23 件増加しました。

48. 県警における性犯罪認知・検挙件数

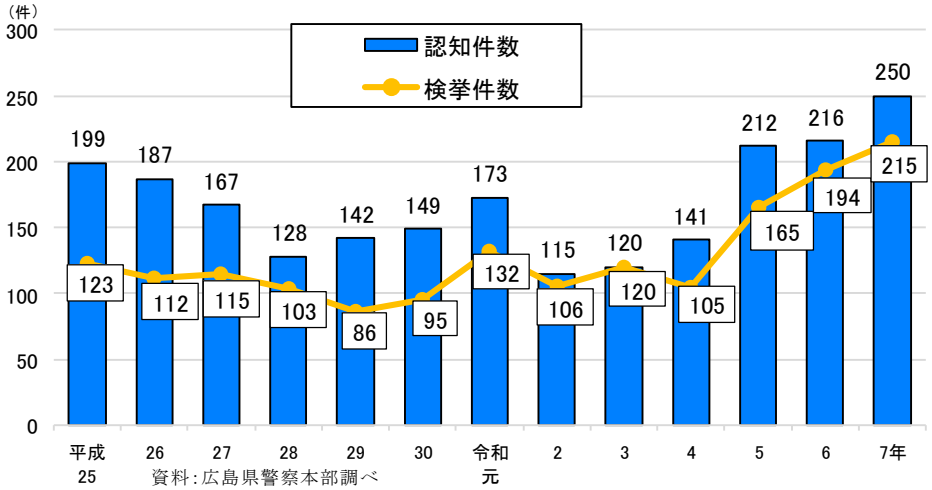

資料：広島県警察本部調べ

49. 県警におけるストーカー相談件数の推移

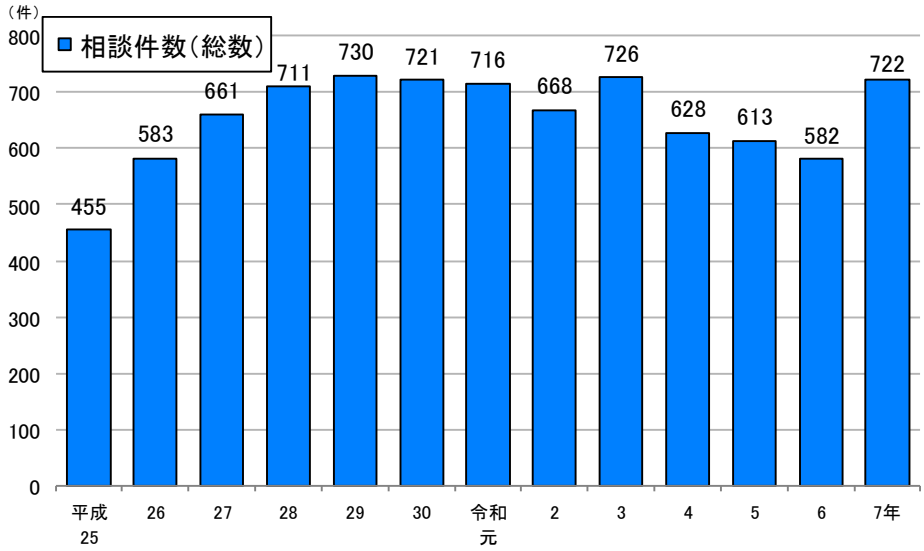

資料：広島県警察本部調べ

50. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移

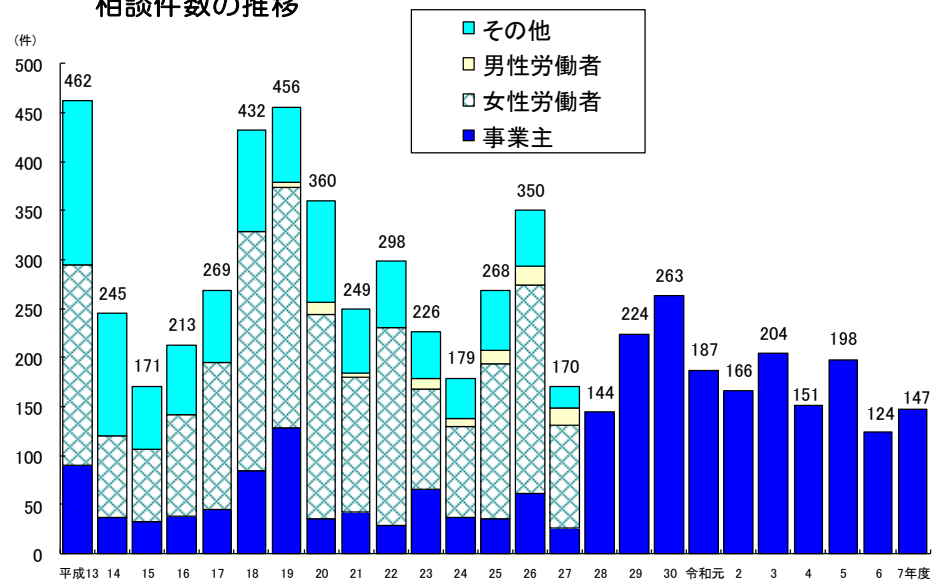

資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ
※平成28(2016)年度分から、内訳に関する集計はしていない。

防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が75.6%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」（63.8%）、「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」（61.7%）、等となっています。

なお、令和元（2019）年6月に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

51. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容

〔事業主調査〕

（「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答

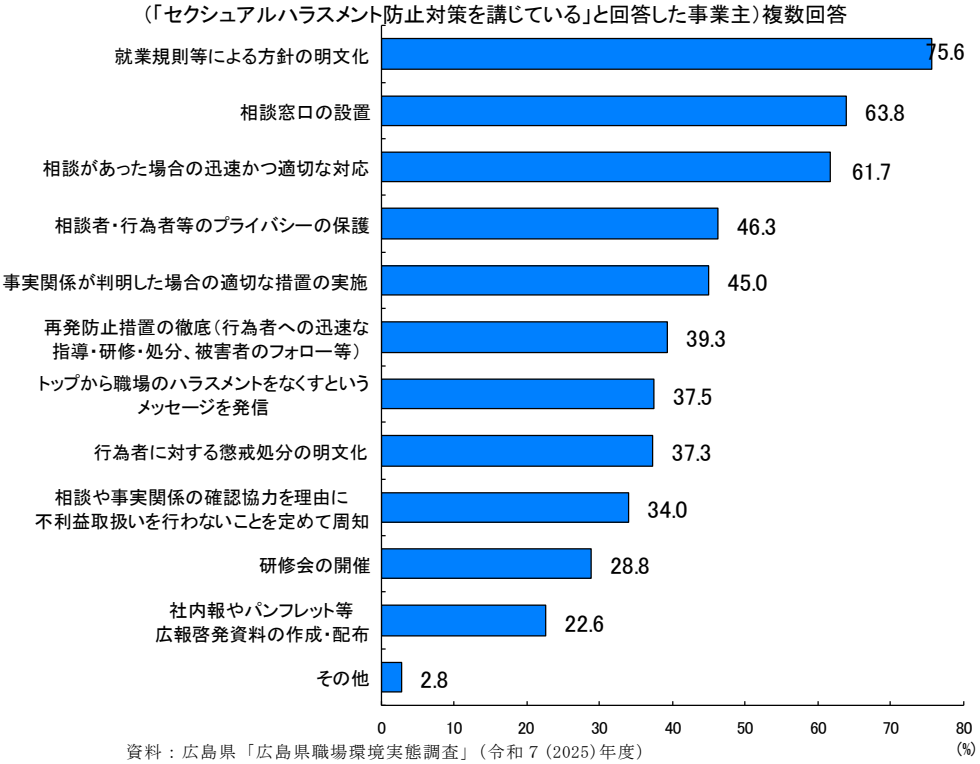

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和７(2025)年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社）

被害の内容としては、女性従業員では、「不必要に身体を触られた」が最も多く、男性従業員では、「容姿や体型について性的に話題とされた」が最も多くなっています。

男性従業員は、前回調査（令和３（2021）年）に比べ、被害内容の回答が全項目に及び、男性のセクシュアル・ハラスメント被害も多いという実態がうかがえます。

52. セクシュアル・ハラスメントの内容

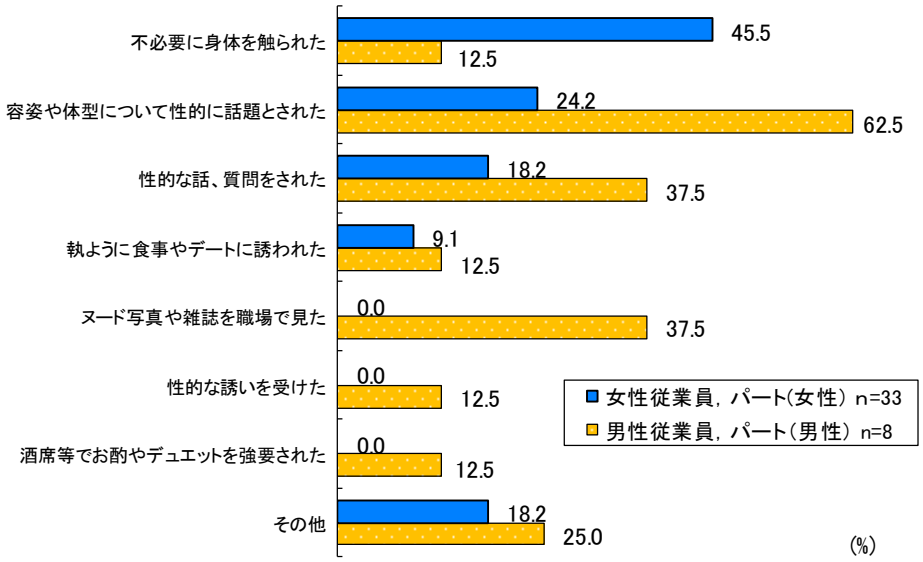

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（令和５(2023)年度）
（調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート従業員各 2,500 人）

養育費の取り決めをしている割合は 44.2%

ひとり親家庭における養育費の取り決めをしている割合は、令和６（2024）年度44.2%と、令和元（2019）年度から2.1ポイント上昇していますが、依然として、養育費を適正に受け取るための取り決めができていない家庭が多くあり、家庭の経済的基盤の安定に向け、個々の実情に応じた支援に取組む必要があります。

53. ひとり親家庭における養育費の取り決め状況

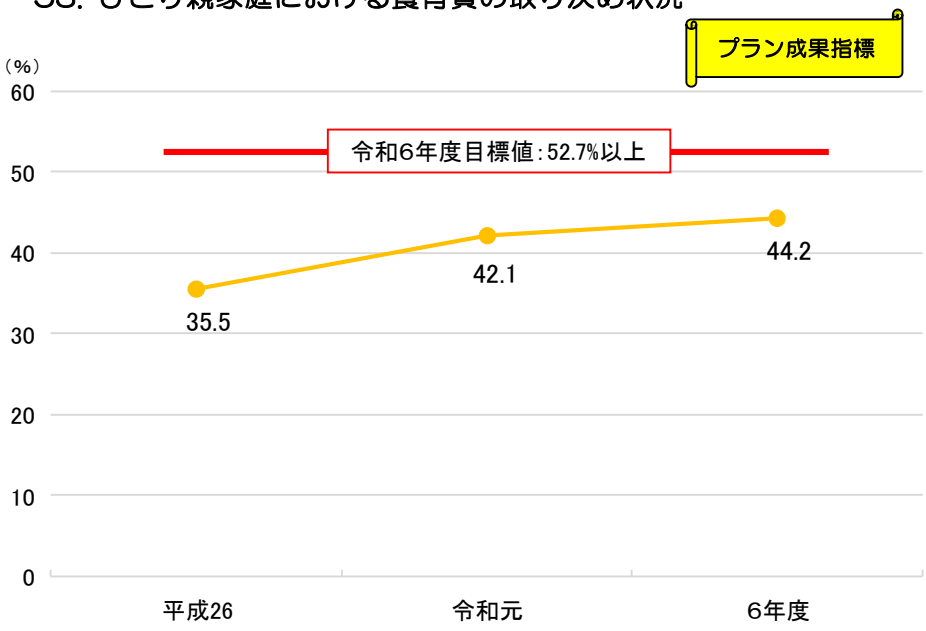

資料：広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」（令和6（2024）年度）

２　性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり

LGBT 相談件数は
減少

令和７（2025）年度のLGBT 相談件数は 228 件と前年度から３件減少しています。

相談窓口の周知が十分でないことから、効果的に相談窓口の認知度を高める必要があります。

54. 「エソール広島」LGBT 相談件数

プラン成果指標

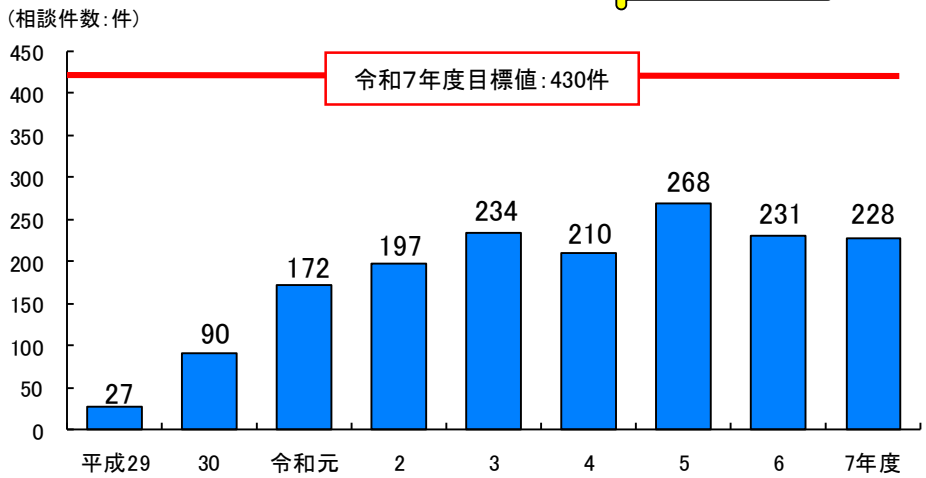

※広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）の相談窓口は、
平成 29(2017)年 10 月に開設（月 1 回）。
平成 30(2018)年 6 月から相談日を毎週 1 回に増やした。
資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

「LGBTQ+」という言葉と内容を理解している人の割合は
女性　27.1%
男性　30.3%

「LGBTQ+」という言葉を知っていて内容も理解している人の割合は 28.7%で、内容は理解していない、言葉を知らない人が約７割を占めています。

54-1. 「LGBTQ+」という言葉の認知度

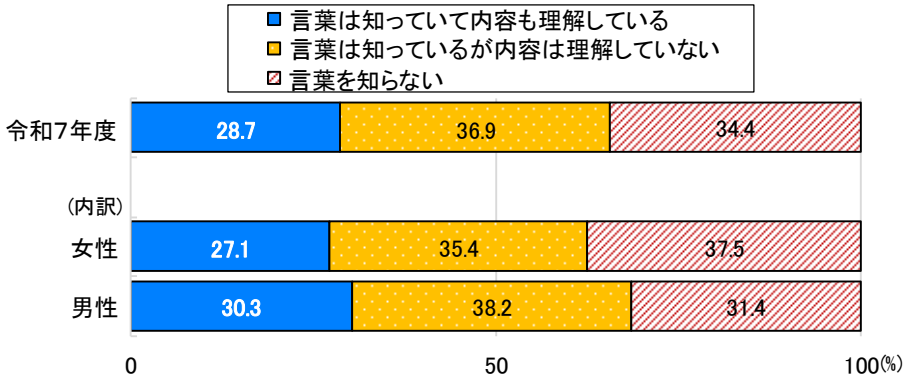

資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」（令和７(2025)年度）

【ＬＧＢＴ理解増進法】
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、令和５（2023）年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

54-2. 身近な人（家族や友人等）から性的少数者であることを打ち明けられた場合、理解者になることができると思う人の割合

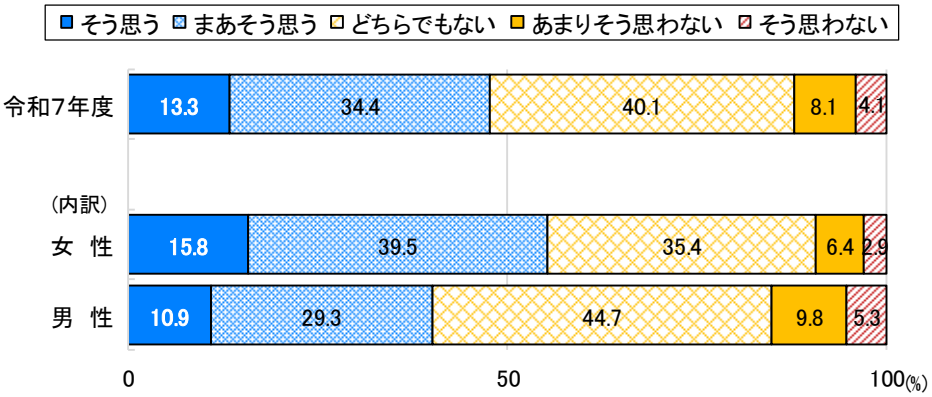

資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」（令和７(2025)年度）

領域Ⅳ　推進体制の整備等

1　市町や様々な団体等との連携強化

エソール広島は
24 団体と協働・連携し、
54 回の事業を実施

令和７（2025）年度は22 団体と協働・連携して、女性人材向け研修等のイベントを 54 回実施しました。
今後も、ジェンダー平等に取り組む団体や個人の掘り起こしや、団体同士を繋ぎ活動を活性化させるための取組が必要です。

55. エソール広島において、個人と団体や団体同士が協働・連携して実施した取組数

プラン成果指標

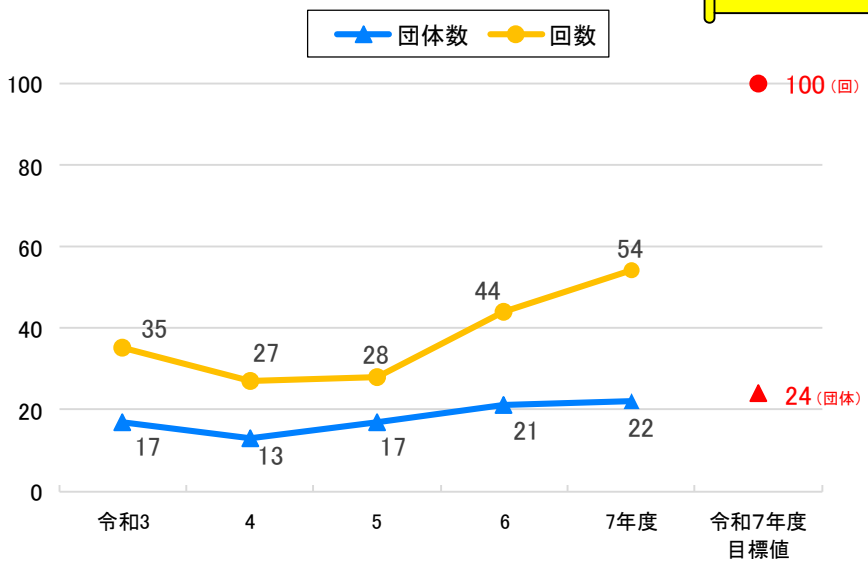

※関係機関と連携し、共催で事業実施したものを含む
資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

２　地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

審議会等委員のうち女性の占める割合は 36.2%

県の審議会等（５審議会を除く）における女性委員の割合は、令和７（2025）年４月１日現在で 36.2%と、前年度から 0.5 ポイント減少し、全国平均を 3.1%下回っています。要因としては、専門分野によって女性人材が少数であることや、各審議会に関係する分野の各種団体においても、女性の役職者が少数であることなどが考えられます。

56. 審議会等における女性委員の割合の推移（全国・県・市町）

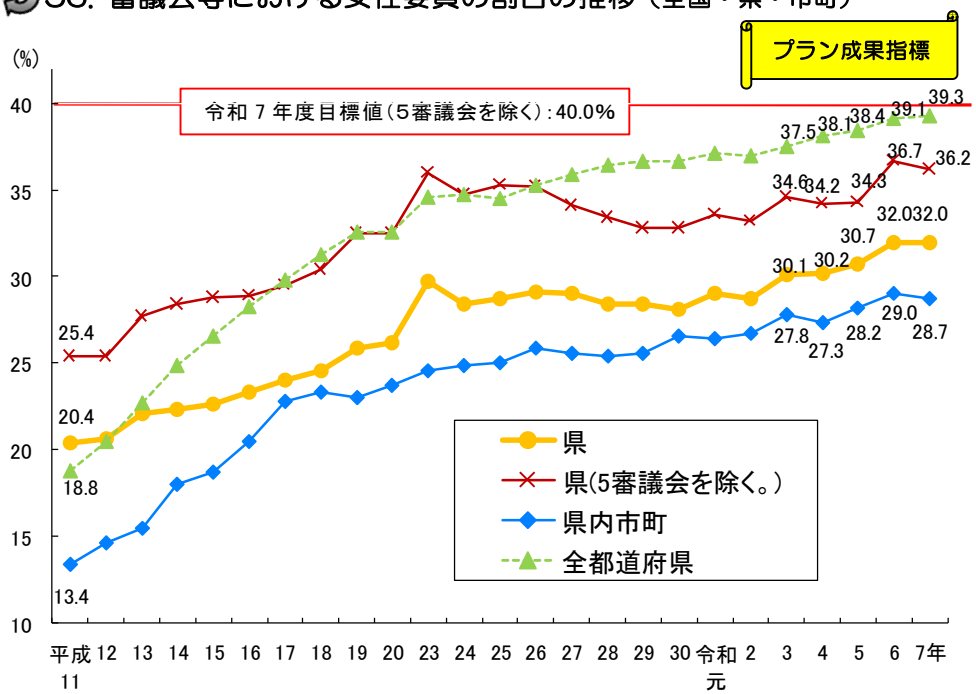

（注）県は令和5(2023)年までは６月１日現在、令和6(2024)年からは4月1日現在
市町は４月１日現在（ただし、平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は３月 31 日現在）
県の委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む
令和8(2026)年の全国の数値は、内閣府から令和8(2026)年度内に公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県わたしらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

女性が参画している
行政委員会は 66.7%
審議会等は 100.0%

県の行政委員会において、令和７（2025）年４月１日現在、女性が参画している委員会は全体の 66.7%と、前年度から変更はありません。

また、女性が参画する審議会等も引き続き 100%となっています。

57. 県の行政委員会・審議会等委員の状況

〔令和７(2025)年　４月　１日現在〕

区　分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している委員会・審議会		総数(人)	女性委員	
		会数	割合(%)		人数（人）	割合（%）
行政委員会（地方自治法第180条の5関係）	9 (9)	6 (6)	66.7 (66.7)	74 (74)	12 (12)	16.2 (16.2)
審議会等	103 (99)	103 (99)	100.0 (100.0)	1,474 (1,437)	472 (460)	32.0 (32.0)
5審議会※を除く。	98 (94)	98 (94)	100.0 (100.0)	1,221 (1,183)	442 (434)	36.2 (36.7)

（注）括弧内は前年（前年は６月　１日現在）
委員数は、専門委員、特別委員、臨時委員を含む
※５審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会
広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会
資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

県の防災会議に占める女性委員は 26.4%

県防災会議に占める女性委員の割合は、令和３（2021）年度の条例改正により委員定数を増員し、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高める取り組みを行った結果、令和４（2022）年度より大幅に増加しましたが、令和８（2026）年度は 26.4%と、前年度と同割合となりました。

また、市町の防災会議の委員に占める女性の割合は、前年度より増加し、令和７（2025)年４月１日現在で 13.4%となっています。

58. 県・市町の防災会議の委員の状況

〔令和８(2026)年４月１日現在〕

区　　分		委員総数（人）	女性委員	
			人数（人）	割合（%）
県防災会議		72（72）	19（19）	26.4（26.4）
市町防災会議※		829（829）	111（111）	13.4（13.4）
	市	578（578）	80（80）	13.8（13.8）
	町	251（251）	31（31）	12.4（12.4）

（注）括弧内は前年
（注）県防災会議については、会長（知事）含む。
資料：広島県わたしらしい生き方応援課調べ

59.地方防災会議における女性委員の割合の推移（全国・県・市町）

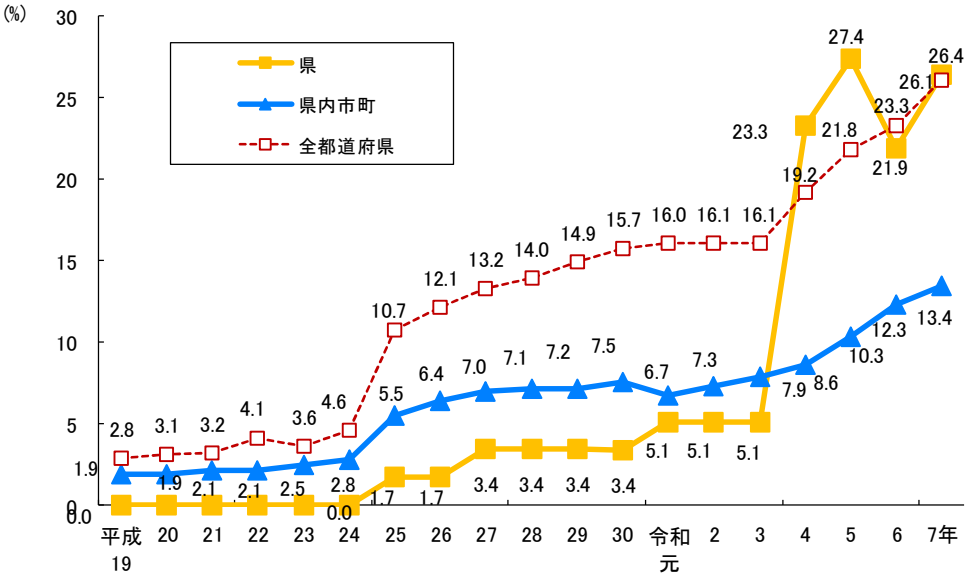

（注）４月１日現在（県は令和５(2023)年までは６月１日現在）
令和８(2026)年の県内市町の数値は、令和８(2026)年度内に公表する見込みである。
令和８(2026)年の全都道府県の数値は、内閣府から令和８(2026)年度内に公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたしらしい生き方応援課調べ

自治会長に占める女性の割合は 7.7%

自治会長に占める女性の割合は、令和７（2025）年度は 7.7%と、令和６（2024）年度より 0.5 ポイント減少しました。

60. 自治会長に占める女性の割合の推移（全国・県）

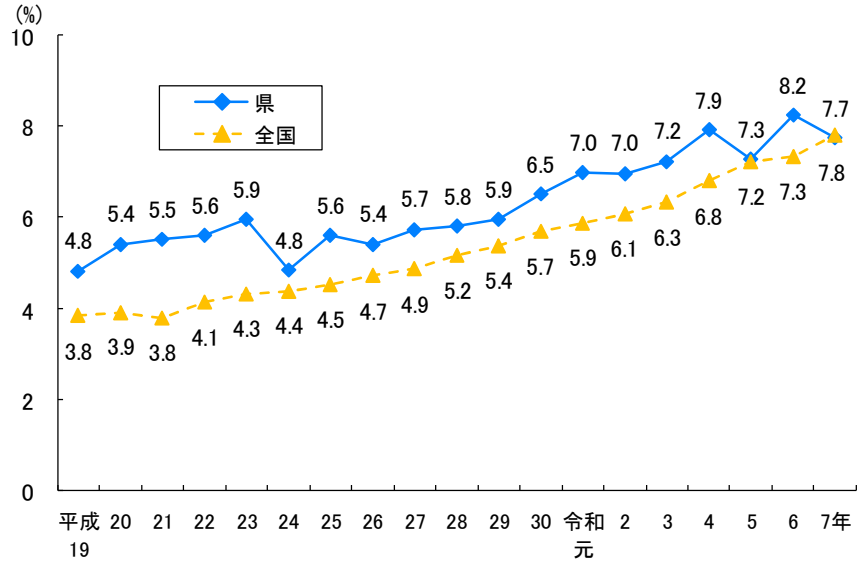

（注）各年４月１日現在
広島市、三次市（平成 20(2008)年のみ）、庄原市（平成 21(2009)年～平成 25(2013)年）、大崎上島町（平成 21(2009)年のみ）、東広島市（平成 24(2012)年～平成 25(2013)年）を除く。
令和8(2026)年の県の数値は、令和8(2026)年内に公表する見込みである。
令和8(2026)年の全国の数値は、内閣府から令和8(2026)年度内に公表される見込みである。
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県わたしらしい生き方応援課調べ

消防団員に占める女性の割合は
3.1%で微増

令和７（2025）年の市町の女性消防団員数は 583 人と、前年度より微減しました。

61. 市町における消防団員の状況（全国・県）

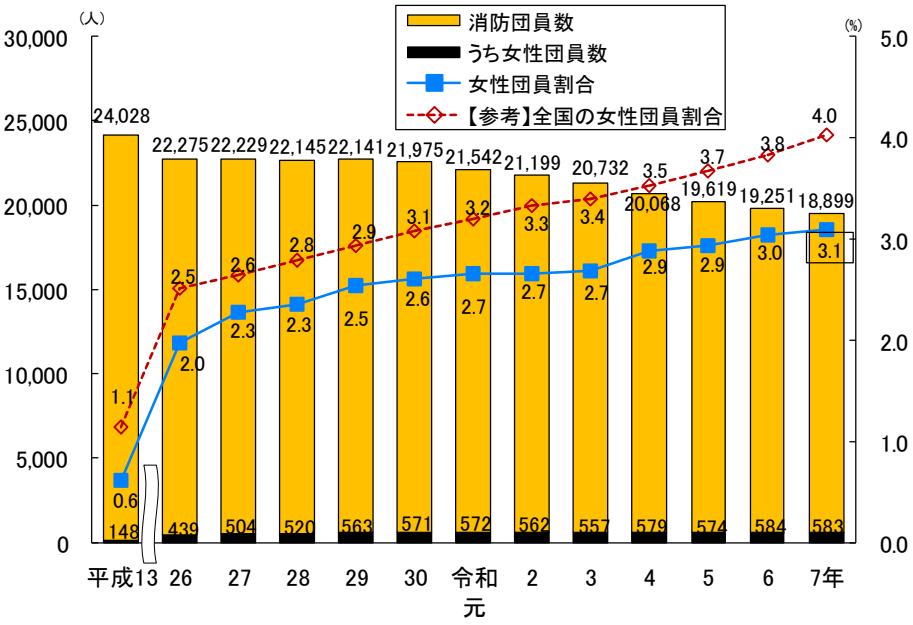

（注）各年４月１日現在
資料：消防庁「消防団の組織概要等に関する調査」

議員に占める女性の割合は
県議会は微減、
市町議会は微増

令和７（2025）年 12 月 31 日現在の議員に占める女性の割合は、県議会では 10.9%と、前年度より 0.2 ポイント減少し、全国平均（令和７（2025）年 12 月 31 日時点）の 14.7%を下回っています。

市町議会では、17.0%となっており、前年度より 0.3 ポイント増加しました。

62. 県・市町の議員の女性議員の割合の推移

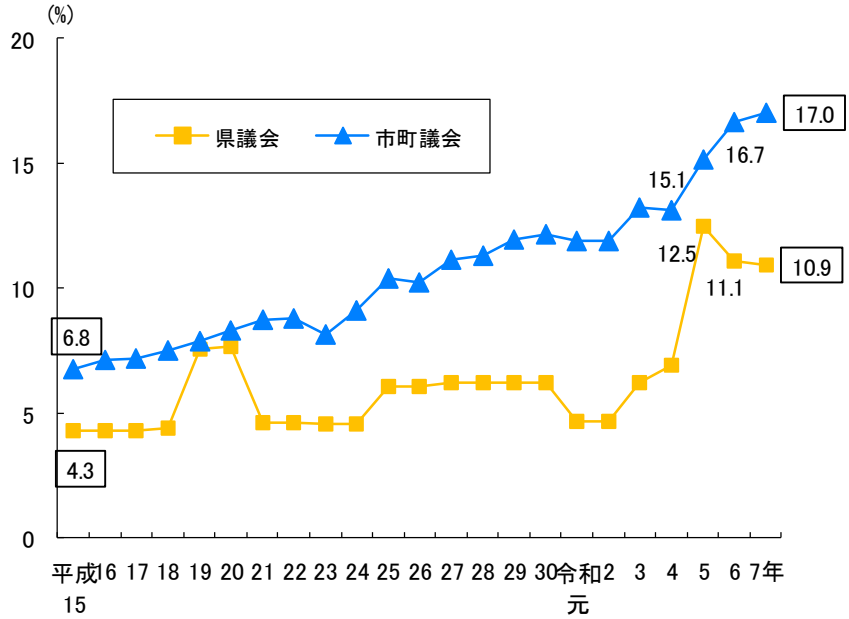

（注）各年 12 月 31 日現在
資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

2　県の男女共同参画に関する参考データ

項目		数値 本県	数値 全国	全国順位（注1）	調査時点	出典
総人口		2,706,285 人	123,767,642 人	12	令和8（2026）年1月1日	総務省「住民基本台帳人口要覧」（注2）
	女性	1,389,178 人	63,370,904 人	12		
	男性	1,317,107 人	60,396,714 人	12		
65歳以上人口		818,329 人	35,898,967 人	12		
	女性	465,140 人	20,297,294 人	12		
	男性	353,189 人	15,601,673 人	12		
15歳未満人口		313,160 人	13,646,698 人	11		
	女性	152,740 人	6,653,455 人	11		
	男性	160,420 人	6,993,243 人	11		
世帯数		1,348,552 世帯	61,747,140 世帯	11		
1世帯当たり人員		2.01 人	2.00 人	33		
3世代同居率		3.3%	4.2%	38	令和2（2020）年10月1日	総務省「国勢調査」
平均寿命		—	—	—	令和2（2020）年	厚生労働省「都道府県別生命表」
	女性	88.16 歳	87.60 歳	7		
	男性	81.95 歳	81.49 歳	8		
	男女差	6.21 歳	6.11 歳	23		
平均初婚年齢		—	—	—	令和7（2025）年	厚生労働省「人口動態統計月報年計」（概数）
	女性	29.1 歳	29.7 歳	37		
	男性	30.2 歳	31.0 歳	36		
婚姻率（人口千対）		3.9	4.1	9		
離婚率（人口千対）		1.52	1.50	13		

項　　目		数　値 本　県	数　値 全　国	全国順位（注1）	調査時点	出　典
出生率（人口千対）		5.8	5.6	12	令和７（2025）年	厚生労働省「人口動態統計月報年計」（概数）
合計特殊出生率		1.27	1.14	19		
死亡率（人口千対）		13.7	13.3	34		
就業率		55.1%	53.2%	22	令和２（2020）年10月１日	総務省「国勢調査」
	女　性	47.8%	46.5%	23		
	男　性	63.1%	60.5%	19		
共働き率		52.6%	51.2%	32		
月間総実労働時間数（事業所規模５人以上）		138.1 時間	136.9 時間	29	令和６（2024）年	厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」
	女　性	120.3 時間	120.5 時間	34		
	男　性	154.4 時間	152.1 時間	17		
月間現金給与総額（事業所規模５人以上）		331.6 千円	348.0 千円	6		
	女　性	237.9 千円	247.7 千円	10		
	男　性	417.4 千円	440.0 千円	7		
平均勤続年数		12.9 年	12.7 年	25	令和７年（2025）年	厚生労働省「賃金構造基本統計調査結果」
	女　性	10.1 年	10.4 年	38		
	男　性	14.5 年	14.2 年	16		
高等学校等進学率		98.7%	98.6%	25	令和７年（2025）年	文部科学省「学校基本調査」
	女　性	98.8%	98.7%	25		
	男　性	98.5%	98.6%	31		
大学等進学率（注3）		67.6%	62.6%	6		
	女　性	69.2%	64.1%	6		
	男　性	66.1%	61.3%	7		

（注1）　全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。
（注2）　平成24(2012)年７月９日から住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。
（注3）　大学等とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校（専攻科）、特別支援学校高等部（専攻科）をいう。
全日制・定時制高校の卒業生に限定した進学率である。

第　２　部

令和３（2021）～令和７（2025）年度に
県が実施した男女共同参画施策の実施状況

（「わたしらしい生き方応援プランひろしま」進行管理表）

令和３～７年度男女共同参画関係施策の実施状況（「わたしらしい生き方応援プランひろしま」の進行管理表）

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標　※（ ）はわた生きプラン成果指標外の参考指標 指標名	R2年調査時点の現況値	R3目標値 実績値	R4目標値 実績値	R5目標値 実績値	R6目標値 実績値	R7目標値 実績値	R3～7年度 施策の実施事業（取組）	R3～7年度 成果指標または実施事業の評価・総括	担当課
Ⅰ　仕事と暮らしの充実	1　誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり	〈暮らしと両立できる職場環境の整備〉★	①時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及のためのテレワーク等の活用事例の紹介や相談会等の実施による、その有効性の理解と導入促進	デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合	28.3% (R2)	35.0%	40.0%	45.0%	48.0%	50.0%	時間や場所にとらわれない柔軟な働き方改革推進のため、 ・企業向け普及啓発イベント・セミナーの実施 ・テレワーク等の活用事例の紹介や相談会等の実施 ・働きがい向上の取組のデータ・事例の見える化 ・経営者層への動機付けと自発・自律的な取組のための仕掛けづくり など、企業の意識啓発事業や働きやすさ、働きがいなど充実した職場環境の整備を実施	コロナ禍を契機に、テレワーク等、デジタル技術の活用等による時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進する企業の割合は増加傾向にあったが、感染症の収束とともに、対面での打ち合わせ等に戻る動きが進んだことで、在宅勤務やオンラインの打ち合わせが減少傾向にある。今後は、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に加えて、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択により、従業員の働きがいが向上するなど、人的資本経営につながる取組を一層支援していく必要がある。	商工労働局 人的資本経営促進課
						44.0% (R4調査)	42.5% (R5調査)	35.7% (R6調査)	41.3% (R7調査)	R8.10判明			
			②企業等に対する両立支援制度やその利用のための職場環境整備の促進、男性の育児休業制度についての周知・意識醸成による取得しやすい職場環境整備の促進と、市町等との連携による理解促進	男性育児休業取得率	13.0% (R1)	14.0%	15.0%	20.0%	40.0%	50.0%	男性の育児休業等の取得促進のため、 ・男性育児休業普及啓発チラシの作成・配布 ・企業向け普及啓発イベント・セミナーの実施 ・男性育児休業取得に対する奨励金の支給 ・広島県イクメン推進アンバサダーによる男性育児休業取得促進啓発動画の作成・周知 ・男性育児休業取得促進の取組ベストプラクティスの収集・発信 など、職場環境整備や企業の意識啓発事業を実施	県内企業の男性育児休業取得促進ベストプラクティスの情報発信などの取組や、法改正による育児休業制度の拡充等により、男性の育児休業取得率は総じて上昇傾向で全国平均値を上回って推移しているものの、女性の育児休業取得率に比べると低い水準にとどまっていることや、男性の育児休業取得者のうち、約５割が取得期間１か月未満であるなど、更なる取得推進と取得期間の長期化などに取り組む必要がある	商工労働局 人的資本経営促進課
						24.0% (R4調査)	33.1% (R5調査)	46.2% (R6調査)	53.8% (R7調査)	R8.10判明			
			③企業等に対する、妊娠・出産期の女性に対する法律や制度等の周知、不妊治療への理解促進と仕事の両立に向けた広報	―	―	―	―	―	―	―	〇不妊検査費等助成事業 ・夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、不妊検査・一般不妊治療の費用を助成 ・不妊治療当事者を取り巻く関係者の不妊治療への理解促進と仕事との両立支援に関するコンテンツを掲載している妊活応援サイト「ふたりの妊活全力応援」を運営、Web広告等で周知 ・不妊治療と仕事の両立の実情と、企業ができる取組を記載したリーフレットを活用した県内企業への働きかけ 〇企業への情報発信を実施	〇不妊検査費等助成事業 ・これまでの取組などによって、不妊検査費等助成事業の助成件数が、令和２年度の920件から令和７年度には1,002件に増加したほか、夫婦そろって同時期から不妊検査・治療を始めた割合が、令和２年度の85.0%から令和７年度には90.2%に増加したなど、不妊治療への理解促進等に一定の成果があったものと考えられる。 〇県のホームページにおいて不妊治療と仕事の両立に関して企業への情報発信を実施しており、引き続き、県のホームページをはじめ、各種機会を捉えて企業への情報提供を行っていく必要がある。	健康福祉局 子供未来応援課 商工労働局 人的資本経営促進課
		〈仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実〉	④計画的な保育所及び放課後児童クラブの整備と、保育士、放課後児童支援員の確保・資質向上による、ニーズに応じた質の高い保育等の提供体制の確保	保育所待機児童数	39人 (R2)	14人	0人	0人	0人	0人	〇保育所等・認定こども園及び放課後児童クラブについて施設整備(創設・増改築等)の支援を行った。（保育所・認定こども園44施設、定員約1,100人増）（放課後児童クラブ25施設、定員約1,200人増） 〇保育士を対象にキャリアアップ研修を実施した（修了者13,658人）。 〇放課後児童支援員研修を実施した（認定資格研修修了者名2,243名、資質向上研修受講者346名）。 〇保育士人材バンクにおいて、求職者と求人施設の就業マッチングを行い、保育士の確保に取り組んだ（598人登録。631人が就業。）。 〇魅力ある保育所づくり推進事業において、保育士人材の確保に向け、保育士養成校の学生及び中高生に、保育士の魅力を発信する出前講座を実施した。	〇保育所及び放課後児童クラブの施設整備により、受け皿となる定員数の増加が図られた。 〇毎年2,500人以上がキャリアアップ研修を修了し、毎年約400名が放課後児童支援員研修の認定資格研修を修了し、保育士、放課後児童支援員の確保・資質向上が図られた。 〇毎年100人以上が保育士人材バンクを通じて就業し、保育士人材の確保が図られた。 〇保育士養成校の学生及び中高生に、保育士の魅力を発信する出前講座を実施し、保育士人材の確保が図られた。	健康福祉局 安心保育推進課
						8人 (R4調査)	8人 (R5調査)	0人 (R6調査)	0人 (R7調査)	11人 (R8調査)			
			⑤療育を必要とする子供の親が、仕事と家庭を両立するための重要なサービスである放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所確保によるサービスの供給	（①放課後等デイサービス、②児童発達支援の利用人数）	①7,826人/月(R1) ②3,362人/月(R1)	①9,703人/月 ②3,794人/月	①10,546人/月 ②4,019人/月	①11,408人/月 ②4,248人/月	①12,874人/月 ②5,851人/月	①13,609人/月 ②6,393人/月	〇新規事業所指定による増加数　45事業所 （R7.4　703事業所⇒R8.4　748事業所） （うち、政令市及び中核市を除く県所管 217事業所⇒ 222事業所） 〇県による施設整備費補助実績　3事業所	・障害児通所支援事業所は増加しているが、利用を希望する児童の数も大きく増加しているため、事業所確保により、必要なサービス量が供給されるよう、市町及び関係機関との連携を図っていく必要がある。	健康福祉局 障害者支援課
						①10,141人/月 ②4,397人/月	①10,512人/月 ②4,798人/月	①12,481人/月 ②5,367人/月	①13,661人/月 ②5,818人/月	①14,670人/月 ②6,152人/月			
			⑥地域の実情に応じた介護サービス基盤の確保及び地域包括支援センター等の相談体制の強化による、地域包括ケアシステムの質の向上	（高齢者、障害者、子供、子育て分野の専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数）	74圏域 (R2)	85圏域	95圏域	105圏域	115圏域	125圏域	・住民運営通いの場立ち上げ支援アドバイザー派遣7市町32回（R3～R7） ・自立支援型地域ケア個別会議立ち上げ、継続支援アドバイザー派遣18市町70回（R3～R7）、生活支援体制整備アドバイザー派遣11市町17回（R3、R4）生活支援コーディネーター活動サポーター派遣6市町21回（R5～R7） ・困難事例アセスメント研修　総論2回・各論4回（R6、R7） ・その他人材育成の実施及び市町支援	市町が圏域毎の実情に応じ、高齢者・障害者・子供・子育て分野の専門職間のネットワーク構築に着手できるよう、通いの場や自立支援型地域ケア個別会議を通じて支援を実施した。R7において、全圏域において、ネットワークの構築、もしくは構築の検討に着手できている。	健康福祉局 地域共生社会推進課
						84圏域	92圏域	120圏域	125圏域	R8.12月頃判明			

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標　※（ ）はわた生きプラン成果指標外の参考指標 指標名	R2年調査時点の現況値	R3目標値 実績値	R4目標値 実績値	R5目標値 実績値	R6目標値 実績値	R7目標値 実績値	R3～7年度 施策の実施事業（取組）	R3～7年度 成果指標または実施事業の評価・総括	担当課
Ⅰ　仕事と暮らしの充実	2　女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり	〈女性のキャリア形成支援と人材育成〉★	①女性活躍を経営戦略として推進するための企業の経営者等への働きかけの強化や、女性活躍推進法に基づく計画の策定支援、取組のノウハウの提供や成功事例の発信などによる、女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた取組の計画的かつ効果的な推進の支援	県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.1% (R2)	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%	県内企業の経営者等への女性活躍に向けた理解促進と合わせて、企業における女性活躍の取組着手・定着の支援として、 ・企業経営者向けセミナーの実施 ・企業の課題に応じた対象別研修等の実施 ・広島県女性活躍推進アドバイザーを活用したモデル企業の創出、事例発表会の実施、取組経過の発信 ・管理職候補者などを対象とした女性人材向け研修の実施 ・女性管理職の異業種を含めた社外交流ネットワーク構築 などを実施	女性の就業率は着実に上昇し、企業における女性活躍の取組着手の効果は認められるものの、その多くが就業継続（仕事と家庭の両立支援）の取組に留まり、指導的立場に占める女性の割合は２割弱の横ばいで推移するなど、依然として、男女間の管理職及び役員に占める割合の差や賃金格差が存在しており、引き続き、性別に関わらず誰もがライフイベントと両立しながら働くことができるよう、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進し、企業内での登用促進などに取り組む必要がある。	商工労働局 人的資本経営促進課
			②女性従業員に対し、研修やネットワーク形成の機会提供などにより、働き続けることや、管理職等へのキャリアアップに挑戦する意欲向上			19.9% (R4調査)	20.8% (R5調査)	19.6% (R6調査)	19.6% (R7調査)	R8.10判明			商工労働局 人的資本経営促進課
		〈就業継続や再就職、創業等女性の多様な働き方〉	③暮らしと両立して働きやすい職場環境づくりの促進と、女性従業員に対する研修等による就業意欲の向上等、就業継続に向けた支援	女性(25～44歳）の就業率	72.3% (H27)	—	—	—	—	82.5%			商工労働局 人的資本経営促進課
			④妊娠・出産・育児等のライフイベントや雇用環境の悪化などの社会情勢の変化により離職した女性等の再就職に向けた支援			—	—	—	—	R9.3判明	再就職を希望する子育て世代の女性、雇用形態や業種の転換を希望する女性離転職者等の円滑な就職を支援するため、 ・国のマザーズハローワーク等と一体的に運営する「女性のキャリア応援コーナー」におけるきめ細かなキャリアコンサルティング、託児料支援、職場体験プログラムの実施 ・女性離転職者向け研修会、県内企業とのミートアップイベントの開催 などを実施	女性の就業率は増加基調にあり、いわゆるM字カーブの底は浅くなってきているが、出産を契機に多くの女性が非正規雇用化するなど、依然として結婚や出産、子育て、介護というライフイベントが働き続けるための障壁となっているため、仕事と家庭を両立しながら働ける環境を整備する必要がある。	商工労働局 人的資本経営促進課
			⑤創業意欲を持つ女性が創業できるような相談、専門家派遣、創業セミナー開催など、継続的・総合的な支援	（県支援施策等を活用した女性創業融資件数）	292件 (R2)	—	—	—	—	—	女性の創業意欲を実現につなげるため、 ・ひろしま創業サポートセンターでは、創業意欲を持つ女性創業希望者に対して相談業務を実施するとともに、日本政策金融公庫や広島県信用保証協会等金融機関と連携し、性別に捉われず創業に挑戦できる環境整備に努めてきた。 ・また、機運醸成を図るため、創業志望および創業直後の女性を主な対象とした創業セミナー「Switch」を開催した。	・先輩女性起業家を含めて様々な分野の専門家の派遣，創業セミナーの開催など，創業前から創業後にわたる継続的・総合的な支援した。 ・県支援施策等を活用した女性創業融資件数は250件程度で推移しており、創業意欲を持つ女性が自分自身と向き合い、気づきや価値観を見直す契機を提供した。	商工労働局 イノベーション推進チーム
						253件	204件	249件	279件	244件			
	3　個人生活の充実による多様な暮らし方の実現		①仕事が忙しいために暮らしの充実をあきらめたり非現実的と考えている人が、個人生活を充実させられるよう、状況に応じた余暇時間の創出等のノウハウの情報発信	暮らしの充実に否定的な人の割合	31.5% (R2)	30.5%	29.4%	28.3%	27.2%	26.2%	わたしらしい生き方応援プランひろしまに基づき、性別にかかわらず、「わたしらしく」生きることができる社会の実現に向け、 ・わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業（参加型講座、交流会、セミナー等）の実施 ・日頃性別による固定観念に関して抱えている「もやもや」を川柳の形で募集する県民参加型のコンテストの実施 ・市町との共催による、広島県男女共同参画研修会（講演会等）の実施 などに取り組んだ。	県民向け講座やジェンダー川柳コンテストなど、性別に関する固定観念の解消のための啓発に取り組んできたが、成果指標「暮らしの充実に否定的な人の割合」は29.7%に留まっているほか、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			②家庭生活や地域活動、学び等の活動への参加に消極的な人への、参加のメリットや意義の、数値や実例等に基づく紹介										環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			③夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修等による、互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方についての認識と配慮ができる意識の醸成			25.0%	27.2%	29.3%	30.0%	29.7%			環境県民局 わたしらしい生き方応援課

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標　※( ) はわた生きプラン成果指標外の参考指標 指標名	R2年調査時点の現況値	R3目標値 実績値	R4目標値 実績値	R5目標値 実績値	R6目標値 実績値	R7目標値 実績値	R3～7年度 施策の実施事業（取組）	R3～7年度 成果指標または実施事業の評価・総括	担当課
Ⅱ 男女双方の意識改革	1 性差に係る固定的な意識の解消 ★		①固定的な意識の解消のための、研修等のターゲットやテーマの工夫、Webの活用などによる啓発効果の拡大	性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合	—	—	63.0%	67.0%	71.0%	75.0%	わたしらしい生き方応援プランひろしまに基づき、性別にかかわらず、「わたしらしく」生きることができる社会の実現に向け、 ・わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業（ゼミナール形式）における、動画・webサイト・新聞・雑誌等による発信 ・日頃性別による固定観念に関して抱えている「もやもや」を川柳の形で募集する県民参加型のコンテストにおける、SNS広告・リーフレット・パネル等による発信 ・市町との共催による、広島県男女共同参画研修会（講演会等）における、動画配信による発信 などに取り組んだ。	県民向け講座やジェンダー川柳コンテストなど、性別に関する固定観念の解消のための啓発に取り組んできたが、成果指標「性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合」は58.7%に留まっているほか、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			②男性もしくは女性の領域と考えられている分野で、性差による固定観念にとらわれず活動している人の事例の紹介と交流の場の設定と、その発信による固定的な意識の解消			58.0%	59.6%	61.8%	58.0%	58.7%			環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			③県の発信する広報において性別によって偏った表現にならないよう、男女共同参画の視点に配慮した広報についての周知と実効性の向上	—	—	—	—	—	—	—	○広報課で所管する広報紙やSNS等において、担当課からの依頼に基づき、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。さらに、ジェンダー川柳コンテストの告知を事業課と連携して実施し、ジェンダー平等の周知啓発を行った。 ○県の発信する広報において性別によって偏った表現にならないよう、 ・広島県男女共同参画施策推進協議会における働きかけ ・主催・後援行事等への男女共同参画の視点の反映の徹底に関する働きかけ ・分かりやすく解説した「ジェンダーの視点から考える表現のガイドライン」の作成 などに取り組んだ。	広島県男女共同参画施策推進協議会開催時や後援名義承諾時等、機会を逃さず働きかけを行い、男女共同参画の視点に配慮した広報についての周知を図ることができた。	総務局 広報課 環境県民局 わたしらしい生き方応援課
	2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成		①児童生徒が自己の生き方や働き方への考えを深め、生活に必要な知識や技能等を身に付けていけるような、体系的・系統的なキャリア教育の充実	—	—	—	—	—	—	—	○「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、次の２事業を実施 ・R3～R5「キャリア教育の充実を中核としたカリキュラム開発事業」では、小中学校等が連携し、キャリア教育の実践モデルを創出した。３年間の知見を「キャリア教育実践の手引き」として体系化することで、県内全域への普及を図った。 ・R6、R7「探究的な学びを中核とした「学びの変革」カリキュラム研究開発事業」では、新たな価値を創造する資質・能力の育成を目的に探究的な学びに重点を置くカリキュラムの研究開発を推進した。県内全域を対象とした公開研究会を実施したり、ホームページに研究成果を掲載したりするなど、研究成果の普及を積極的に努めた。	○外部人材を活用した面接体験、教科等と関連付けた企業等の出前授業に加え、模擬会社の運営や商品開発、オンライン職場体験活動等、各校による資質・能力の育成を目指す独自の活動が展開された。 ○育成を目指す資質・能力を児童生徒、保護者、地域や企業と共有して実践を進めていくことに重点を置き、ルーブリック評価を活用したPDCAサイクルの確立に取り組むなど、制度的・実践的な基盤づくりが行われた。	教育委員会 義務教育指導課
			②小中学校でのキャリア教育を踏まえた「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」等の活用による、自分の目指すライフスタイルの実現に向けた意識の醸成	「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」実施校	4校 (R2)	8校	16校	32校	64校	全県立高等学校	○「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」を効果的に活用した優良事例を収集するとともに、カリキュラム・マネジメント研修、進路指導主事研修や家庭科部会研修会など、様々な機会において共有して活用を促した。 　また、教材の内容更新に向けて、文部科学省の委託事業として作成した教材であることを踏まえ、国と連携を図った。	○　目標値には届かなかったものの、県内の半数の学校でプログラムが実施されるなど一定程度の普及ができた。 　主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識を醸成していくには、様々な教育活動の中で児童生徒が学びと自己の将来や社会とのつながりを見通すことができるように、体験的・実践的な教育活動を充実させる必要がある。	教育委員会 義務教育指導課 高校教育指導課
						20校 (82校中)	39校 (82校中)	30校 (82校中)	37校 (80校中)	40校 (80校中)			
			③夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修等による、互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方についての認識と配慮ができる意識の醸成【再掲】	性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合	—	—	63.0%	67.0%	71.0%	75.0%	わたしらしい生き方応援プランひろしまに基づき、性別にかかわらず、「わたしらしく」生きることができる社会の実現に向け、 ・わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業（参加型講座、交流会、セミナー等）の実施 ・日頃性別による固定観念に関して抱えている「もやもや」を川柳の形で募集する県民参加型のコンテストの実施 ・市町との共催による、広島県男女共同参画研修会（講演会等）の実施 などに取り組んだ。	県民向け講座やジェンダー川柳コンテストなど、性別に関する固定観念の解消のための啓発に取り組んできたが、成果指標「性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合」は58.7%に留まっているほか、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
						58.0%	59.6%	61.8%	58.0%	58.7%			

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標　※（ ）はわた生きプラン成果指標外の参考指標 指標名	R2年調査時点の現況値	R3目標値 実績値	R4目標値 実績値	R5目標値 実績値	R6目標値 実績値	R7目標値 実績値	R3～7年度 施策の実施事業（取組）	R3～7年度 成果指標または実施事業の評価・総括	担当課
Ⅲ　安心して暮らせる環境の整備	1　暴力や貧困など，様々な困難を抱える人への支援	〈性被害やＤＶ、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援〉	①「性被害ワンストップセンターひろしま」の認知度向上のための周知の強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、また、医療、司法、行政等の相互連携による支援体制の充実	性被害ワンストップセンター認知度	7.4% （R2）	―	―	13.0%	―	13.0% （R5）	○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・性被害ワンストップセンターにおいて相談支援を実施し、必要に応じて医療等の専門支援を実施した。 ・県内小学校高学年、中学１年生及び高校１年生を対象にリーフレット（小学５年生はカードも含む。）を配布したほか、県内の大学や商業施設などに周知用ステッカーを配布し、相談窓口の周知を図った。 ・警察への届け出を躊躇する被害者のための「証拠採取マニュアル」を策定し、証拠資料採取及び保管等を実施した。 ・支援員（相談員）を対象に、産婦人科医、弁護士、精神科医等関係する分野の専門家による研修会や意見交換会を実施し、知識とスキルを共有した。	○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・性被害ワンストップセンターを24時間365日の体制で運営し、被害直後から長期にわたるケアまで、被害者が必要とする時に県内どこでも安心して支援を受けられる体制を整え、性被害に遭った方を適切に支援機関へ繋げることができた。 ・性被害の相談窓口について、教育委員会や関係機関と連携し、小・中・高校生など若年層への周知を強化するとともに、秘密厳守で相談できることや、Webを活用した相談受付など、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信を行い、周知を図ることができたが、認知度はまだ十分ではないため、引き続き、周知を図り、相談窓口が活用されるよう取組を進める必要がある。 ・法改正や社会情勢の変化に応じて各事案に適切に対応するため、産婦人科医、弁護士、精神科医等関係する分野の専門家による研修会等を実施し、支援のあり方等についてノウハウを積み上げ、支援員の資質の向上を図り、適切に支援を実施できた。	環境県民局 県民活動課
						―	―	9.60%	―	―			
			②性犯罪被害者の被害からの回復を促すための相談や支援、カウンセリング等の体制整備	―	―	―	―	―	―	―	被害者からの相談を受理する担当者の資質向上のため、警察安全相談担当者及び被害者支援員研修を開催した。	警察安全相談担当者及び被害者支援員研修を異動期ごとに開催することで、各担当者の資質向上に努めた結果、様々なケースに対応できる技能等の向上を図ることができた。	県警本部 警察安全相談課
			③「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画（第4次）」に基づく、予防教育・啓発の充実や、市町や地域との連携による発見から相談、保護、自立までの適切な支援の推進	デートDVの精神的暴力の認識率	66.5% （R1）	67.5%	68.5%	70.0%	72.0%	75.0%	高校へのデートDV啓発資料の配布や、講師リストの配布等により、予防講座の開催推進を行った。また、Tiktokの啓発動画を作成し、県公式SNS等で広報を行った。	高校等における啓発資材の配布など、若年層へのＤＶの予防教育・啓発に取り組んでおり、令和７年度の若年層における精神的暴力の認識率は増加傾向にあるものの、目標は未達となっている。 女性支援新法の施行（令和6年4月）やDV防止法の改正（令和6年4月）に伴い、他者を認め、お互いを尊重しあう意識の醸成や地域での支援体制の強化に向けて、困難な状況にある女性やDV被害者等への支援を一層推進する必要がある。	健康福祉局 こども家庭課
						58.9%	59.6%	63.4%	64.8%	64.7%			
			④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止のための企業等への啓発、相談窓口の周知等	―	―	―	―	―	―	―	県のホームページを通じて、 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国や県の相談窓口の情報提供を実施。	県のホームページを通じて、 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国や県の相談窓口の情報提供 を実施してきたところであり、引き続き、関係法律の改正状況等も踏まえながら、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となる各種ハラスメント対策について、情報提供を行う必要がある。	商工労働局 人的資本経営促進課
			⑤ストーカー総合対策に取り組み、被害者支援や加害者対策を推進	―	―	―	―	―	―	―	被害者へのGPS機器の貸出し、一時保護施設使用料支給制度の活用等による保護対策を推進した。加害者に対しては積極的な検挙措置、行政措置を実施するほか、カウンセリング等の勧奨や定期連絡による再犯防止措置を講じた。	被害者へのGPS機器貸出し等を積極的に推進、再被害防止に係る防犯指導等の保護措置を徹底した。加害者の検挙、行政措置を徹底し、再犯防止に係る指導警告、カウンセリング等の勧奨を積極的に推進した。	県警本部 人身安全対策課
			⑥サイバーパトロール等による取締りの推進と、関係機関等と連携した保護者への啓発、児童への情報モラル教育等の取組の推進	―	―	―	―	―	―	―	・小・中・高において、通信事業者と協同した犯罪防止教室を実施（合計459回） ・入学説明会等において、中学生保護者を対象にスマートフォンのフィルタリングにかかる啓発活動を実施 ・サイバー防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携し、インターネット上の違法・有害情報の収集及び削除措置等の対策を行うための効果的なサイバーパトロールを継続して実施した。	・通信事業者と協同した犯罪防止教室において、個人情報流出の危険性やインターネットの正しい使い方、トラブル・犯罪被害事例などについて講演し、インターネットにかかる情報モラルの涵養に努めた。 ・入学説明会等において、中学生保護者を対象とした、インターネットの適切な利用とスマートフォンのフィルタリングにかかる啓発活動を実施し、令和３年に29.2%であったフィルタリングの使用率は、32.1%となった。 ・サイバー防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携し、サイバーパトロール等により、インターネット上の違法・有害情報の収集に努めるとともに、削除措置等の対策を行い、サイバー空間の浄化活動を継続して実施した。	県警本部 少年対策課，サイバー犯罪対策課
			⑦児童生徒の発達段階に応じた、性に関する正しい知識等の学校教育活動全体を通じた教育の実施	―	―	―	―	―	―	―	○　道徳教育の推進を目的とした、道徳教育推進リーダー研修において、県内の道徳教育推進教師等を対象に児童生徒の発達や実態に応じた指導の工夫をテーマとした講演、授業研究・協議を実施した。また、各市町主催道徳教育推進協議会において、児童生徒の発達の段階を踏まえた学習指導の工夫について、指導助言を行った。 ○　非行防止教室において、児童生徒が被害者にも加害者にもなることがないよう、警察等の外部の講師を招いたりするなどして、具体的な事例を示しながら啓発活動を実施した。	○　各市町道徳教育推進協議会参加者アンケート結果から、道徳科の内容は充実しており、異性理解の促進につながる、考え議論する道徳科の授業は行われている。 ○　非行防止教室において、児童生徒が被害者にも加害者にもなることがないよう、警察等の外部の講師を招いたりするなど、具体的な事例を示しながら啓発活動を実施し、性に関する正しい知識を伝え、あらゆる暴力の防止について考えさせることができた。	教育委員会 義務教育指導課，豊かな心と身体育成課

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標　※( )はわた生きプラン成果指標外の参考指標 指標名	R2年調査時点の現況値	R3目標値 実績値	R4目標値 実績値	R5目標値 実績値	R6目標値 実績値	R7目標値 実績値	R3～7年度 施策の実施事業（取組）	R3～7年度 成果指標または実施事業の評価・総括	担当課
Ⅲ　安心して暮らせる環境の整備	1　暴力や貧困など，様々な困難を抱える人への支援	〈生活上の困難を有する人に対する支援〉	⑧ひとり親家庭の経済基盤の安定につながる就労支援や養育費の支払い、子供の自立に向けた支援など、実情に応じた助言や支援	ひとり親家庭の養育費の取り決め状況	42.1% (R1)	―	―	―	52.7%	52.7% (R6)	広島県ひとり親家庭サポートセンターの養育費専門相談員の配置や離婚前後親支援講座の開催により、養育費や親子交流の取り決めが子供の権利のため重要であることを周知し、取り決めに向けて法的な窓口に繋ぐなどの取組を行った。	養育費や面会交流の取り決めに関する情報提供や弁護士相談へのつなぎなどの支援を行ったものの、相談者や相手方の都合で不調に終わって取り決めに至らないことや、相談途中で連絡が取れなくなることなどがあり、目標を下回っている。 引き続き、市町のひとり親家庭支援窓口との連携強化やSNS等の活用を通じて、広島県ひとり親家庭サポートセンターの情報提供を行い、活用を促していく必要がある。	健康福祉局 こども家庭課
						―	―	―	44.2%	―			
			⑨生活困窮者自立支援制度による、状況に応じた関係制度等との連携による包括的な支援と、生活保護制度による生活の保障と自立支援、及び支援者の資質向上	―	―	―	―	―	―	―	○福祉事務所職員研修 ・新任SV研修、新任CW研修、SV研修を開催 ・CW研修を開催(生活困窮研修と合同開催) ○生活困窮者自立支援従事者研修 一般研修、テーマ別研修、主任研修を開催	福祉事務所生活保護職員及び生活困窮者自立支援従事者への研修を開催し、CW研修においては生活困窮者自立支援従事者研修と合同で開催した。両制度との連携を図り、生活保護制度による生活の保障と自立支援、及び支援者の資質向上に繋がった。	健康福祉局 社会援護課
			⑩外国人に対し、言語や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談事業、通訳ボランティア支援等を実施	（生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合）	47.6% (R2)	51.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%	○多文化共生の地域づくり支援事業 Ⅰ　外国人が住む地域において、外国人が地域とつながりを持ちながら生活に必要な情報を共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、外国人の情報共有の場として重要な役割を担っている外国人コミュニティの活性化を支援した。 Ⅱ　地域日本語教室の拡充に向けた取組を実施するとともに、対面開催が困難な地域等を対象としたオンライン日本語教室を開催した。 Ⅲ　ポータルサイト「Live in Hiroshima」から、生活関連情報、地域行事、イベント情報等を多言語でＳＮＳ等により発信した。 Ⅳ　小中高生を対象とした異文化体験講義を実施した。	市町等と連携し、外国人が安心して生活できる環境整備を進めたことにより、生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合は、目標を上回った。	地域政策局 国際課
						52.6%	55.9%	71.6%	66.5%	80.6%			
	2　性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり★		①性的指向・性自認の悩みを持つ人がエソール広島等の相談窓口を知り気軽に利用できるよう、相談窓口の認知度向上の効果的な実施	性的指向・性自認の相談窓口相談件数	172件 (R1)	220件	270件	320件	370件	430件	○人権施策推進事業 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタひろしま」を開催し、性の多様性に関するトークショー等を実施するとともに、窓口等の周知も行った。また、県ホームページ、啓発冊子等による周知を実施した。	取組の継続によって、認知度向上に一定の効果があったと思われるが、より効果的な周知の方法等について検討し、取組を進める必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
						234件	210件	268件	231件	228件			
			②相談内容の分析をもとに関係行政機関や民間支援団体と課題等について意見交換を行い、各機関の事業に反映	―	―	―	―	―	―	―	わたしらしい生き方応援プランひろしまに基づき、性の多様性の尊重と県民理解の促進に向け、 ・エソール広島におけるLGBT相談 ・若者の身近にいる教職員を対象に、基本的な知識の理解や支援の方法などを学ぶ講座 ・ボランティア相談員等の養成講座 ・関係機関との連携が可能な事業内容を把握し、既存の会議や研修会等を活用し、理解の促進を図る啓発活動などに取り組んだ。	LGBT相談の窓口として、エソール広島が十分認知されておらず、当事者の抱える悩みの解消や居場所づくりを進める必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			③相談を受ける立場の人や人権啓発に携わる担当者への正しい知識や具体的な事例などによる研修等による理解の促進	（「広島は，お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合）	32.4% (R2)	33.0%	34.0%	36.0%	38.0%	40.0%	年１回、企業や行政関係者、医療・福祉施設関係者等の人権啓発に携わる人に対して、人権啓発指導者養成研修会（ＬＧＢＴＱ研修会）を実施した。 【参加者数】 R3:157人、R4:162人、R5:378人、R6:200人、R7:254人	行政、企業、医療従事者、教員等を対象に、毎回、具体的にターゲットを設定するなど、研修内容の見直しを行って実施した結果、多くの参加者があり、参加者の８割～９割から職場で役に立つという評価を得ることができ、理解促進を図ることができた。 一方、増加傾向にはあるものの、企業（特に中小企業）や医療・福祉分野からの参加者が少なく、よりターゲットのニーズに合ったテーマ選択や広報手段を検討していく必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
						31.6%	35.0%	32.2%	36.0%	37.1%			
			④児童生徒の発達段階に応じた、人格尊重と望ましい行動がとれるような学校教育全体を通じた教育の実施	―	―	―	―	―	―	―	○道徳教育に係る指定事業の拠点地域となる中学校区において、発達段階に応じた学習内容を整理し、指導方法を工夫するなどの実践研究を実施した。 　また、道徳教育推進リーダー研修において、県内の道徳教育推進教師等を対象に児童生徒の発達や実態に応じた指導の工夫をテーマにした講演、授業研究・協議を実施した。 ○　性に関する悩みを抱える児童生徒が相談できる窓口紹介カードについて、毎年、県内すべての児童生徒へ配付を行った。	○各市町道徳教育推進協議会参加者アンケート結果から、道徳科の内容は充実しており、人格尊重と望ましい行動がとれるような学校教育全体を通じた道徳教育は実施されている。 ○　性に関する悩みを抱える児童生徒が相談できる窓口紹介カードについて、毎年、県内すべての児童生徒へ配付し、相談できる所があること、悩んだら相談してもよいことを啓発することができた。	教育委員会 義務教育指導課，豊かな心と身体育成課
			⑤啓発行事の開催などあらゆる機会を捉えた啓発の実施による県民理解の推進	（「広島は，お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合）	32.4% (R2)	34.6%	36.0%	37.3%	38.7%	40.0%	○人権施策推進事業 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタひろしま」を開催し、性の多様性に関するトークショー等を実施するとともに、会場で啓発冊子「性の多様性ってどういうこと？」等の配布を行った。 ・人権啓発リーフレット「広島県人権だより」において、性の多様性に関する記事を掲載し、配布した。（年間20,000部以上）	・ヒューマンフェスタひろしまにおいては、「日常生活において参考になる内容があった人の割合」、「人権に対する理解や関心が深まった人の割合」が８～９割となり、イベント参加者の理解促進を図ることができた。一方、参加者数は県の人口に比して少ないことから、今後より多くの県民に理解促進を図る効果的な方法を検討する必要がある。 ・人権啓発リーフレット「広島県人権だより」を年間20,000部以上配布し、県民の理解促進を図る事ができた。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
						31.6%	35.0%	32.2%	36.0%	37.1%			

領域	施策の方向	区分 ★は重点項目	具体的な取組	成果指標　※（ ）はわた生きプラン成果指標外の参考指標 指標名	R2年調査時点の現況値	R3目標値 実績値	R4目標値 実績値	R5目標値 実績値	R6目標値 実績値	R7目標値 実績値	R3～7年度 施策の実施事業（取組）	R3～7年度 成果指標または実施事業の評価・総括	担当課
Ⅳ　推進体制の整備等	1　市町や様々な団体等との連携強化		①各市町の男女共同参画行政の取組の活発化のための意見交換や研修等	―	―	―	―	―	―	―	各市町の男女共同参画行政の取組の活発化を図るため、 ・市町男女共同参画行政主管課長等会議における事例紹介や意見交換等 などに取り組んだ。	県全体の関係施策の推進状況の共有や、先進的な取組に係る事例紹介等により、各市町の男女共同参画行政の取組の活発化を図ることができた。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			②エソール広島が、ＮＰＯ・企業等と連携し、意見交換の場づくりや交流の機会づくり、人材情報や活動情報の公開等を行うなどにより、自主的・自律的で活発な活動や交流が広がるよう支援	エソール広島の協働・連携取組数	12団体、49回 （R2）	14団体、60回	16団体、70回	19団体、80回	21団体、90回	24団体、100回	団体や企業等と連携して、利用者ニーズや社会環境などを踏まえた講座等のテーマや実施方法を工夫したイベントを実施した。	エソール広島の活動に対する県民の認知と更なる利用の拡大に向けては、引き続き、利用者ニーズや社会環境などを踏まえた講座等のテーマや実施方法を工夫するほか、令和８年度から実施する「地域の課題解決に向けた地域づくり講座」などにより連携・協力していく団体を広げるとともに、より効果的な情報発信を行いながら、活動の活発化につなげる。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
						17団体、35回	13団体、27回	17団体、28回	21団体、44回	22団体、54回			
	2　地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映		①県の審議会委員への女性の積極的な登用の推進と女性の意見をより反映できる手法の検討	県審議会の女性の割合（5審議会除く）	33.2% （R2）	34.6%	36.0%	37.3%	38.7%	40.0%	県の審議会等委員への女性の積極的な登用の推進を図るため、 ・人事課とわたしらしい生き方応援課で連携した働きかけ ・広島県男女共同参画施策推進協議会における働きかけ ・女性登用率の低い審議会等の担当課へのヒアリング などに取り組んだ。	左の取り組みにより、成果指標「県審議会の女性の割合（5審議会除く）」は５年間で最大3.5ポイント上昇したものの、36.2%に留まっており、引き続き、委員推薦団体等に対して男女共同参画に係る県の取組について説明するなど女性の積極的な登用の働きかけを行う必要がある。	総務局 人事課 環境県民局 わたしらしい生き方応援課 全部局
						34.2% （R4調査）	34.3% （R5調査）	36.7% （R6調査）	36.2% （R7調査）	R8.10判明			
			②市町の審議会等の委員について、女性意見が反映されるよう働きかけ	―	―	―	―	―	―	―	市町の審議会等の委員について、女性意見が反映されるよう、 ・市町担当者会議における事例紹介、意見交換 などに取り組んだ。	機会を逃さず働きかけを行っているものの、市町の審議会等委員への女性登用率は29.0%に留まっており、引き続き、女性の意見が反映されるよう働きかける必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課
			③地域社会における自治会や商工団体において、女性参画の実態把握と、女性を始め多様な意見が反映されるような働きかけ	―	―	―	―	―	―	―	女性を始め多様な意見が反映されるよう、 ・主催・後援事業に係る男女共同参画視点の反映についての啓発 ・広報物等の作成時の留意事項を分かりやすく解説した「ジェンダーの視点から考える表現のガイドライン」の作成 ・農業分野の団体への講演 などに取り組んだ。	啓発チラシ・ガイドラインの作成や講演を通した啓発に取り組んできたが、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局 わたしらしい生き方応援課 全部局
			④防災・減災、災害復興体制の整備に当たって、女性の防災関係団体の意見聴取等による「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進	―	―	―	―	―	―	―	○「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」推進事業 ・推進会議を開催し、第２期広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の行動計画に基づき、各構成機関が、それぞれの立場や役割の中で、取り組むべき内容について共有。	・広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議などを通じて各団体の取組を共有した。	危機管理監 みんなで減災推進課